令和元年第4回

笠置町議会定例会会議録

(第2号)

令和元年12月18日

京都府相楽郡笠置町議会

令和元年第4回(定例会) 笠置町議会 会議録(第2号)

招集年月日	令和元年12月18日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開会	令和元年12月18日 10時04分		議長	杉岡義(
	散会	令和元年12月18日 17時12分		議長	杉岡義(言	
応(不応)招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	مثررار
	1	西岡良祐	0	5	大倉 博	0	出席 8名
	2	西 昭夫	0	6	松本俊清	0	欠席 0名
	3	向出 健	0	7	坂本英人	0	
	4	田中良三	0	8	杉岡義信	0	
地第121年の 世第121年の 地第121年の 世界 121年の しまる 地名 はんたん まんん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	
	町 長	西村典夫	0	商課 総 政 課 長 務 課 長	小林慶純	0	
	副町長	青柳良明	0	建設産業課 長	石川久仁洋	0	出席
	職向参税課 事務 民長扱	前田早知子	0	人権啓発課 長	増田好宏	0	10名 欠席 0名
	総務財政課 長	岩﨑久敏	0	税住民課 担当課長	石原千明	0	
	保健福祉課 長	東達広	0	保健福祉課担当課長	大西清隆	0	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	0	議会事務局 次 長	草水英行	0	
会 議 録 署 名 議 員	5 番	大 倉	博	6 番	松本俊	清	

議事日程	別紙のとおり
会 議 に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

令和元年第4回笠置町議会会議録

令和元年12月11日~令和元年12月25日 会期15日間

議事日程(第2号)

令和元年12月18日 午前10時04分開議

- 第1 議案第59号 笠置町固定資産評価審査委員会条例一部改正の件
- 第2 発議第1号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の件
- 第3 一般質問
- 第4 閉会中の継続調査の件

開 会 午前10時04分

議長(杉岡義信君) 皆さんおはようございます。

ただいまから、令和元年12月第4回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長(杉岡義信君) 日程第1、議案第59号、笠置町固定資産評価審査委員会条例一部改正 の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第59号、笠置町固定資産評価審査委員会条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」から、「情報通信技術を活用 した行政の推進等に関する法律」に法律名が変更されましたので、関係する笠置町固定資産 評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。

施行は公布の日からでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(岩崎久敏君) それでは、失礼いたします。

議案第59号、笠置町固定資産評価審査委員会条例一部改正の件について御説明させていただきます。

先ほど町長のほうから説明がありましたように、法律名が変わりましたことに伴って、関係する条例の一部改正をするものでございます。

新旧対照表のほうで説明させていただきますので、2ページをごらんください。

まず、情報通信技術の活用による行政手続等にかかわる関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」、これは略称デジタル手続法というものですが、これが令和元年5月31日に公布されましたが、施行日は公布の日から9カ月を超えない範囲内で、政令で定める日となっておりました。

今回、12月10日に施行日を定める政令が閣議決定され、12月13日に政令が公布、 12月16日から法律、政令ともに施行されることとなり、12月12日付で京都府から内 閣官房よりの通知が発出された旨、連絡がございました。急遽でありますが、議会開催中でありましたので、追加提案させていただいたものでございます。

法律名の改正のみで、内容の変更はございません。

まず、第6条中でございますが、現行では「行政手続等における情報通信の技術の利用に 関する法律」から、改正後、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に法律 名を変えております。

また、略称につきましては、第6条、第10条におきまして「情報通信技術利用法」から「デジタル行政推進法」に名称を変更しております。

以上でございます。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議案第59号、笠置町固定資産評価審査委員会条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、議案第59号、笠置町固定資産評価審査委員会条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第2、発議第1号、厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める 意見書の件を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。坂本英人君。

7番(坂本英人君) 発議第1号、厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提 案理由を説明いたします。

現在、地方議会の重要性が論じられる中、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、 議員のなり手不足が深刻化しているところであります。ことし、全国928ある町村のうち およそ4割に当たる375町村において統一地方選挙が実施されました。その4分の1に当 たる93町村が無投票当選となり、中でも8町村で定数割れという事態が生じております。

御存じのように、町村議会議員は地方公務員の特別職に位置づけられておりますが、専業議員には議員を退職した後の生活の保障は基礎年金のみであり、また、サラリーマンなどの兼業議員は加入している厚生年金に議員在職期間は加算されず、結果、受け取る年金額も低くなってしまうような状況であります。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっています。そうした中で、志を抱く誰もが議員として直接参画しやすい環境を整えていくことは喫緊の課題であります。

そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものに改め、幅広い層の住民が参画できるような環境をつくり、新たな人材を確保していくことが必要であると考えておりますので、この意見書への議員各位の賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

発議第1号、令和元年12月18日、提出者、笠置町議会議員、坂本英人、賛成者、西岡 良祐、西昭夫、田中良三、大倉博、松本俊清。

厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書(案)について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会議員の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

このため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、本年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少 し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問 題となっている。

こうした中、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになり、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の

厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

令和元年12月18日。

衆議院議長、大島理森殿、参議院議長、山東昭子殿、内閣総理大臣、安倍晋三殿、内閣官房長官、菅義偉殿、財務大臣、麻生太郎殿、総務大臣、高市早苗殿、厚生労働大臣、加藤勝信殿。

笠置町議会議長、杉岡義信。

以上でございます。

議長(杉岡義信君) 質疑、討論を省略してよろしいですか。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

発議第1号、厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の件は、原案のとおり 決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立多数です。したがって、発議第1号、厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第3、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

7番議員、坂本英人君の発言を許します。坂本君。

7番(坂本英人君) 7番、坂本です。

通告書に従って御質問させていただきます。

まず初めに、児童館の今後について。

会館2階に期限つきで移設するということでありますが、現在実施されている業務や、児 童が学ぶ環境は守られるんでしょうか、質問します。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 坂本議員の質問にお答えをさせていただきます。

会館の2階に期限つきで児童館を移設することで、今行われている業務や児童館の学ぶ環境は守られるのかという御質問でございます。

笠置会館の業務といたしましては、2階大会議室を使用する会議は年に数回、それもほとんどが夜間で、本来、児童館が使用しない時間帯でございます。また、会議以外では陶芸教室を月2回されております。これも夜間の使用でございます。唯一、文化祭の展示がある数日間は、1階の相談室を使うなどして考慮していく必要があると考えております。

また、現在は数名の子供の利用でございますが、仮に人口増など10名以上の子供が利用するとなっても、学ぶことや、雨天時などのときも広い遊戯室として利用できることや、また、老人の方などとの交流もできるのではないかと考えておるところでございます。

議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 坂本です。

僕が小さいころから利用していた児童館、やっぱりあの環境があったから僕は今きれいな字が書けるんやなと思うことが多くありますし、そろばん、習字といった基本を学ばせていただいたと。それで、今児童数は低下していますけれども、本当に定住等の流れが進んでいって好転したときに、使っていないとお金を入れるという、投資をするという概念が薄れていくように思われるんで、児童館というものが朽ちていくようなさまというのはやっぱり僕らは見たくないと思っていますんで、期限つきで移転、移設するということはいいと思うんです。耐震もありますし。

ただ、その耐震を気にしているけれども、それを理由に縮小していくのは違うと思っていまして、きちんと使うことによって価値というものは担保されるし上がっていくと思うんですよ。児童館を使わないということは児童館の価値がなくなっていくということとイコールであるということは、行政間できっちり認識していただきたい。それは、やっぱり僕らはずっとあそこを使ってきて、大事な場所でありますので、時代に逆行するかもしれないですけれども、逆に今あるものをちょっとよくするという概念を持って見ていただくと、利活用というものをもっともっと考えて、使えば、じゃ耐震しなきゃいけないねという方向に持っていけるようなぐらいあそこを有効活用するという気概を見せてほしいと思います。

議長(杉岡義信君) 人権啓発課長。

人権啓発課長(増田好宏君) 失礼します。今の話の前段の話になるんですけれども、若干、 町長に先ほどおっしゃっていただいたんですけれども、補足という形でよろしいですか。 今現在、児童館を先日も見せていただいたんですが、教室はいつも机を置いているままですが、遊戯室につきましてはほぼほぼ使えない状態。そこで教室のかわりに勉強というのか、宿題等をしたりとか絵を描いたりとか、そういうことをしている程度で、全く遊べない状態なんです。倉庫というか、物品がたくさんあり過ぎて使えない状態になっています。昔、建った当時でしたらボールとかで遊んだりとか、若干ですがその中で体操したり運動したりとかいうこともできた状態でしたが、今はできません。

それを考えると、今、笠置会館の2階を使われるということにつきましては、おのおのの 事業の調整は若干必要でありますが、今の人数で考えますと、例えば走り回ったりとかボー ルを使うとかいうことになってきたら、ガラスもありますので割れたりとかというのもあり ますが、若干、鬼ごっこしたりとかそういうこともできるぐらいの、この議場よりは広いか なというぐらいの広さがありますので、今までよりは使いやすい、使い勝手がよいというか、 そういうふうなことも考えられます。

耐震の部分については、最終的には、今教育部局のこともありますので、あちらのほうからの話もありまして、子供の人数がふえるとかそういうふうなことがあればやっぱり耐震をしていかんなんということもあって、最終は、2年間ほどこれでやっていけるんかということを見た中で最終決定していきたいということを、地元も入れた中でそういう話になっております。だから、その部分は最終決定されるんだろうなと。もちろん、町長部局もその中には、話は入っていくと思いますが、そういうことの今進め方をしている状態です。以上です。議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 坂本です。

いろいろ壁は高いと思いますけれども、前向きにぜひ検討していただきたいと思います。 なくすことはいつでもできると。でも、継続することって本当に難しいと思いますし、いろ んな発想、アイデア、人のかかわりというものが重要になってくると思います。その辺を本 当に重く思っていただいて、児童館という3階建て、4階建てぐらいの建物をどうやったら 守れるのか、それとも本当に要らないのかというのは、十二分に、町民も含めた中で慎重に 議論していっていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

山村留学について。

少子化や人口減少の地域課題の解決において、重要な施策だと考えておりますが、今現在 の進捗状況、現在の担当者はどちらなのか、お聞かせください。 議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

山村留学という制度でありまして、笠置町は少子高齢化が急速に進むまちであり、ですが、いつまでも住み続けられるまちづくりの施策の一つとして、今年度、庁舎内にプロジェクトチームを発足いたしました。

プロジェクトメンバーにつきましては、町長、また担当者、小学校の関係者、また坂本議員にもプロジェクトメンバーの一員として御参加、また御尽力いただきまして、まことにありがとうございます。

まず、進捗状況でございますが、本年10月2日から3日にかかりまして、先進地であります山梨県早川町、またこういった山村留学を東ねている協議会のほうに先進地の事例として行っていただきました。

この制度の中身を笠置町に落とし込むべく、今、年明け、1月になりますが、この山村留学といたしましては、単なる学校の留学ではなく移住・定住、また空き家の施策ということを包括した制度の中身といたしまして、1月以降、担当者といたしましては商工観光課におります地域おこし企業人として、観光誘客担当課長を筆頭に、1月以降に移住・定住施策の中の制度として一元化して、スピードアップしながら進めていきたいというふうに今現在考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 坂本です。

担当課長がしてくださるということなんですけれども、教育の部分で何が売りなのか、どういうふうに移住・定住と結びつけていくのかということを、きちんと学校関係者及びそのプロジェクトのメンバーでちゃんと場をつくって議論して、そういう施策と融合させていくということを行っていただきたいと。

僕、今委員長をしていますけれども、担当課長がかわられてから一切音沙汰がないというのが現状なんで、刻一刻と児童数は減っています。それはもう逃げられない事実なんで、やるんやったらやる、やらへんのやったらもうやらへん、やらへんのやったらかわりにどうやって人をふやすんか、その辺の話までやっぱり出てこんと、つくったはええがやらないと、やるやる詐欺はもうやめようと。そういうまちになっていかないと若者がどんどん離れていくんで、本当に重く受けとめていただきたい。

次の質問に移ります。

産業振興会館について。

産業振興会館の働き方について、産業振興会館のお昼休憩の現状を御存じでしょうか。 議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

産業振興会館のお昼の状況ということですが、現状を担当者、また私のほうも現場のほう に行き、現在そこで働いていただいています方にヒアリングをし、現状どのような感じでお 昼を過ごされているのかということは把握しております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 時間給で働いている従業員がお昼の休憩を十分にとれていないように思われますが、どうお考えですか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

産業振興会館という場所柄、住民の方がごみ袋などを買いに来られる、また外部の方、町外の方、観光客の方がお土産を買いに来られる、また喫茶コーナーに来られるということで、 1時間窓口を閉めるというところは困難な状況であります。

その中で、1時間休憩ということを、今現在喫茶のコーナーでお1人、事務のところでお1人という体制でしております。急な時間帯、用事があれば、その中で少しの間交代していただくとか、そういったことでうまく調整しながらお昼の時間帯を過ごしていただくよう、今現在、働いている方々とお話をしている途中でございます。

議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 休憩中に来客があった場合などは業務に当たると思います。現状の給料の支払いでは、休憩時間が引かれているということであります。今課長おっしゃるように従業員の方とお話しされているんでしたら、やっぱりここってサービス業なんですごく難しいラインではあると思いますが、行政が雇用している形態の中ですごくグレーやなと思う部分があるんですけれども、今後どのようにお考えでしょうか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの坂本議員の御質問にお答えさ

せていただきます。

働き方の中にかかわってくると思います。現在、8時30分から5時15分まで、1日の 勤務体制といたしまして休憩時間を1時間ということでとっておりますが、現実はなかなか、 先ほどお話しさせていただいたように現場を離れられないというようなことになっておりま す。

今後は、案といたしましては、午前中の勤務、また午後の勤務というふうに2部制にするというのも一つだと思います。ただ、休憩中に来られた方に対する業務というのはその場で適切に対応していかなければなりませんし、例えばそれが、時間給というところでございますが、超過勤務の手当といたしましては、時間外のことになりますので、時間内で担当者の中でうまく担当してもらいながらやっていただくというのが今後も継続するということで、現在は、今御答弁させていただきました中で、その中で、働いている方々の中でうまく助け合ってもらいながらやってもらうという現状であります。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 職員力向上担当参事。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

坂本議員の御質問、小林課長のほうも答弁いたしましたが、少し補足させていただきたい と思います。

先日の議会でも可決いただきました、令和2年4月から導入されます会計年度任用職員、 その制度によりまして、今回の休憩時間、それから働き方についてはある程度解決されてい くものかと思っております。

勤務時間についても順次、現在の職員さんに対しても説明させていただきたいと思っておりますので、それで解消できるかなと今考えております。以上です。

議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 改定されて改善されることを願っております。

それで、やっぱり難しい部分やと思います。行政がサービスを提供するというのはいろんな難しいところがあると思いますんで、そこにあくなき挑戦をしていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

キャンプ場の運営について。

キャンプ場のルールブック作成について、前回と前々回議会でも要望しておりましたが、キャンプ場のルールを町として定め、運営や管理を行う考え方でありますが、この12月

7日午後、キャンプ場内でたき火のイベントと称して、たき火なのか廃材なのかわかりかね るものを広範囲にわたり燃やす、たき火ですかね、をしていた利用者がいたことは、行政は 把握しておられますか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

先日、12月7日の夜、キャンプ場で起こりました。たき火ではなく多大な火の手が上がり、消防署、また警察署、また消防団の方々が出動してくださり、管理しております町といたしまして、大変御心配をおかけして申しわけございませんでした。

当日のことですが、19時13分に相楽中部消防本部のほうにその一報が入り、19時25分に笠置町役場に一報が入り、私、役場のほうにおりましたので、19時半には現場に行きました。

当初、まだ火の手が上がっておりましたが、消防署、また消防団の方々で火を消していただき、12月11日水曜日、夜8時過ぎですが、担当者である私、また青柳副町長、観光笠置さんの中西会長、事務局長であります西浦さんの立ち会いのもと、当該者を呼び、まだ残っておりました端材といいますか、そういったものを全て撤去いたしました。

その際、笠置町キャンプ場利用方法の遵守についてということで、今現在定めております 淀川水系木津川河川キャンプ場管理運営の要綱に基づきまして厳重注意と、あと原状の回復、 指導を行った次第でございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 坂本です。

簡単に言うと、なぜこの事件は起きたのか。どのようにお考えでしょうか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

なぜ起こったのかということですが、まず一つはその当該者のモラル、あとルールのなさ から引き起こされたものがまず一つ、それは重大だと思っております。

あと一点、今管理しておりますキャンプ場のルール、利用方法、そういったものがきちん と利用者の方々に周知できていないというところがあるというふうに私のほうは考えており ます。以上でございます。 議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 坂本です。

ずっと僕が訴えております、要望しておりますルールブックの必要性というものを、今、 課長、どうお考えですか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) 坂本議員の御質問にお答えさせていただ きます。

ルールというものはやはり非常に重要なものというふうに認識しております。他のキャンプ場につきましても、事細かくネット上とかで既にもうルールづくりが行われております。

今回、笠置町、管理者といたしまして、淀川河川事務所、また京都府消防署と観光笠置さんといろいろ調整いたしまして、笠置キャンプ場におけますその利用のルールという、チラシでありますけれども、それを作成させていただき、現在キャンプ場で料金徴収の折に配布をさせていただいております。

このルールの中につきましても、またいろいろ利用者の方、また関係者の方から御意見、 またアドバイス等が今後も出てくると思いますので、その際には十分また検討いたしまして、 一番の目的はより安心して、安全で、この笠置のキャンプ場を楽しんでいただけると、そこ の目標にこのルールづくりに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) いつできますか。いつまでにこのルールブックはつくられますかね。 というのは、この間の事件もあったように、解釈次第でどんなこともできるというふうに 思われても仕方がないような状況やと思うんですよ。これ、いつできますかね、課長。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在キャンプ場で配布しておりますのがルールのチラシといった内容です。その中には禁止事項、またキャンプ場を利用していただくための注意事項等を、今回のこともありますので火の取り扱い、また騒音の問題、そういったことを書いております。それは、そのチラシにつきましては、現在既に配布中であります。そのチラシを今現在つくっておりますが、そういったものを観光笠置さんとか、また笠置町のホームページにも広く出していきたい。ルールブックという、もう少し細かい冊子のようなものにつきましては、現在そのチラシ

で一定、対応をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。 議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 早急につくらなあかんと僕はずっと、ことしに入って言っています。

それで、僕自身もキャンプしますんで、やっぱり危ないなと思うこととかもあります。笠置ってソロキャンパーの聖地とキャンパーの中では呼ばれているキャンプ場です。ソロキャンパーで、今女性の方もすごく多いんですよ。やっぱり不安がっておられる方がいらっしゃいます。夜、一人で寝るんですからね。しかも、テントの中やし、外に人が立っていてもわからへんし。あそこがずっとオープンであることが丸なんかバツなんか、どこまでの安心・安全をと。

それで、いろんな行政の中のルールでキャンプ場の利用促進なりルールをつくるというのはわかるんですけれども、実際使っている人が望むようなルールをつくらないと、結局絵に描いた餅やったりとか、冊子を渡してほられてしまいみたいなことになると思うんで、今、インスタグラム、あとフェイスブック等でキャンパーに問いかけたら幾らでもヒントをいただけると思うんですよ。実際、イエス、ノーで返事してもらえるようなアンケートなんて5分もあればつくれます。

そういうことを考えれば、難しいルールじゃなくて、本当に使いやすいルールを当たり前に笠置のものとして発信できるようになると思いますんで、早急に本当につくらないと、これ、今ブームやからお客さんが来ているだけ。ブームが去った後に、きちんと笠置っていい場所やと思ってずっと聖地でいられるような努力というのは、やっぱり自治体も含めて地元がつくっていかなあかんものやと思っていますんで、課長、早急によろしくお願いします。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

何より大切なのは、今おっしゃいましたように安心で安全で利用できるというところでございます。そちらのほうは、また御意見等いろいろアドバイスをいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

一方、町が管理する場所といたしまして、今、国土交通省から町が占用許可を受けております。こういった安心で安全で、しかもきちんとした利用方法ができるように、今現在進めております河川のオープン化にもかかわってくることでございますが、管理運営ということを整理するために、今後早急な笠置キャンプ場河川敷の条例化が必要になっております。条

例化につきましても早急に今事務を進めてまいり、整い次第また議員の皆様方に諮ってまい りたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 早急にお願いします。

次の質問に移ります。

町のイベントについてお聞きします。

鍋-1グランプリの充実について質問いたします。

12月1日に開催された鍋-1グランプリですが、10周年の記念にふさわしいイベントになったのでしょうか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

鍋-1グランプリは、京都国民文化祭を契機に進めていき、今回で10年目ということで、 京都府内でも非常に長く継続して、現在も続いているイベントであると大変誇りに思ってお ります。

今回のイベントにつきましては、四季彩祭実行委員会という中で進めております。その中で、ことしにつきましては、笠置検定という事業を行いました。今後、笠置町の未来を担っていく子供たちに笠置のことをより知ってもらうということで、そういった笠置検定といったもの。また、新しいお土産ということで、現在、京都産業大学との連携ででき上がりました、昔笠置町の中でお土産として販売されていたはがき、レトロなはがきですが、これを学生等がリニューアルして製作、また販売をいたしました。

従来から問題になっております自動車、交通の問題、そちらにつきましても、パークアンドライドの利用、また、そのパークアンドライドを利用していただき、駐車料金をお支払いしていただいた方には、その利用料金の負担分の軽減策といたしまして笠置町の記念品、またお土産といった、そういった抽せん会ということで、今までにイベント自体の中身、またステージ上の中身、そういったところの大きなことはできてはおりませんが、そこに行き着くまでの細かなことかもわかりませんけれども仕組みというところで、今回、10年目というところで行った事業でございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 事業説明はよくよくわかりました。ただ、やっぱりコンセプトが聞こえ

へんかったりとか、いろんなちょっとはてなは今あるんですけれども、僕がお聞きしたのは、 10年目の記念にふさわしいイベントになったのかというところですね。それは何かといっ たら、前年や前々年度の反省というものは活かされていたのか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの質問にもございましたが、10年目としてふさわしいかどうか、いろいろ御意見があると思います。そういった中で、前年度、また前々年度の反省点というところでございます。

1点、ことし大きく反省しなければいけないのは、事業のスタートが非常におくれたということで、それに関しまして周知徹底がスムーズに行えなかったというところは、従来言われているところですが、こちらにつきましては、今回はまた改善できなかったというところは大いに反省するところでございます。

その中でも、先ほども御説明させていただきましたが、まず安全確保というところにことしは力を入れました。駐車場の対策につきましては、実行委員会のスタッフの方々、警備会社の方によります駐車場の整備、そういったことで、大きなトラブルもなく駐車場の対応はできたというふうに評価を得ております。

また、JRでお越しの方、キャンプ場の駐車場から歩行でいこいの館の会場に来られる 方々、そういった方の、駅前の道が狭小で危ないというところでございますので、その動線 につきましても、商工会の建物から白砂川の河川敷の道を歩くように誘導する。また、ごみ の分別につきましても、スムーズに行い、ごみの量も大変減ったということになっておりま す。

そういったことで、事業、イベントの運営側、そういった誘導なりごみの対策なりという ところは年々改善されているというふうに考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 何で誘導とかがうまいこといったんかなみたいな感じを、僕もスタッフ として参加させていただいていますんで僕なりに分析しますと、単にお客さんが早よう来て 早よう帰った、利用数が少なかった、それに尽きる今回やなと。

それで、この間も毎年行っていますという方がおられ、「ことしは行けなかったんです。 でも、うわさに聞いたんですけれども、だめだったらしいですね」とお客さんが言うわけで すよね。楽しくなかったという声を聞きました。

これ、10周年で、実務的なところが改善された、だから成功だ、それは一つの成功ですよね。でも、こういう集客イベントって何が大事かって、やっぱり出店者がもうける、お客さんが満足する、また来年も来たいというふうなサイクルになっていかなあかんと。それこそ、近江商人じゃないですけれども三方よしみたいな方向に持っていかないと、何のために10年やったんやという話ですよね。花火大会も一緒ですけれども。

極端にやっぱり、町の経済にどういうふうな影響をきちんと与えられているのか、どこを刺激しようと思って今回は目標、目的を持たれていたのか、お聞かせください。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

経済が町内で循環したのかという御質問でございます。

経済効果、消費の効果を問われますと、なかなか町内でお金を、イベント外のことでありますけれども町内で落とす仕組みにはなかなかできていないというところで、経済的な効果というところでは余りできていなかったのではないかというふうに考えております。

今後は、町内の中でどのように、笠置町でいえば一番の集客のイベントであります。そういったことで、今現在、出店者の方だけがお金が入ってもうかって帰っていただけるだけでなく、笠置町挙げてどのように消費というものを効果していくかというものは、これは今現在、四季彩祭実行委員会の中で商工会、また観光笠置さん、そういった笠置町の中のたくさんの団体さんの中で構成されている協議会でやっておりますので、またその中で話を出していって、来年、また再来年と事業が続く中で、よく言われますように、出店者だけではなくて町内にどういった効果があるか、そこをきちんと生み出していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 何でこんな話をするかといったら、四季彩祭実行委員会、それで、今回 指揮をとってくれていたのが課長の松江さんかな。松江さんってまちづくり会社の社長じゃ ないですか。

それで、僕が何を言いたいかといったら、駅前でうちの妻と雇用創造の方がスタッフとして入っていましたけれども、さんざんな人の出入りやったと。チラシは余るし、すごく寂しかったというて嘆いていました。JRは増便する、でも全然電車に乗ってくる人がいない。

それで、まちづくり会社の店子で今、ステーションさんが入ってくれはりますわね。それで、人をふやして、旦那さん、息子さんでその日準備万端で待っておられた。それで、全然お客さん来うへんと。どないなってんねや、ことしはと。すぐ駐車場とめられたでと。これ、実際の声ですよ。何でまちづくり会社の社長が指揮とっているのに、自分らが家賃もらっている人らをもうけさせようと思わへんのか。

今、課長、お鍋の人らはもうかったと言うけれども、わからへんですやん、どれだけもうかったのか。ほんまにもうかっているのか。実際、ことし「笠置ROCK!」を撮ってくれた馬杉監督も、ちょっとおくれながらでも来てくれたんですけれども、いつもやったら鍋を自由に選べへんと。そやけど、選びたい放題やったと。これがことしの現状ですよ。

表彰式のときには、もうお客さんがちらほらしかおらんと。誰に見てほしいのか。自分が 投票したことが誰かのトロフィーになったということをみんなで共感するのが最終的な表彰 の意味、価値やと思うんですけれども、本当に誰のためにこのイベントがあるのか。お金が 降っているからやるん違うしょう。お金って、使うことと、その使った後に価値を見出すた めにあるものやと僕は考えているんですけれども、10年やって、笠置で一番お金を使って いる事業やと、イベントとして。それが何で10年目にこういう尻つぼみになるのか。これ、 町が将来こういうふうになっていくのかということを何か予知しているのかと。

僕は2年目に企画も担当させてもらいました。もうそのときには人があふれるぐらい来てくれて、本当にみんな喜びました。これ、10年目を迎えるためにあのとき一生懸命やったんですよ。それで、10年目の今回がこのさま。僕はスタッフとしてかかわっているけれども、やっぱり寂しいですよ。お金の使い方をきっちり考えてくださいよと。

だから、補助金事業から自立できる見込みって、課長、あるんですか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

イベントの中で補助金から自立できる見込み、自立できるということは、補助金なしで運営していけるのかという御質問だと考えます。

補助金なしであの規模のイベントをしていくというのは、これはなかなか成り立たないというのが現状と考えます。しかしながら、今現在支出しております費用の中身につきまして精査していくということは、これはもちろん大切なことでありますし、これは今後もやっていかなければならないというふうに考えております。

また、ことしもお世話になりましたが、協賛金とかそういったものの集め方、また、鍋と 一緒に関連するイベントの開催などで収益を上げるというところにも力を入れていかなけれ ばならないというふうに考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 副町長。

副町長(青柳良明君) ただいま坂本議員より、鍋-1グランプリに対しまして非常に厳しい 御指摘もいただきました。そしてまた、御尽力もいただいているということに関しまして、 心より感謝を申し上げたいと思っております。

質問全体を通しまして、小林課長も答弁させていただきましたが、少し所感を含めて私のほうからお答えさせていただくことを少しだけ補足でさせていただきたいと思っております。

2010年(平成22年)、これがスタートしたというふうに記憶しております。私もこれのスタートにかかわった人間でございます。発意されたのが恐らく2008年か9年ごろ、笠置町役場において何をするのかという議論の中で出てきたこと、それを進めていこうということで、近畿の鍋を集めるということで2010年スタート。そして、2011年、国民文化祭初年度、大変全国的にこれをアピールして、多くの方々に参加をいただきました。

そして、お茶の京都のターゲットイヤーのときに、多くの企画を盛り込み、盛り上がったという御意見もございます。一方、そのときの交通渋滞が大変であり、その対応に実行委員会スタッフが終始し、クレームもたくさんあり、そして、来場者に大変な御迷惑、御負担をおかけしたということに関しまして大変な反省を持ち、その教訓の中でパークランドライドといったようなものを定着させよう、それが四季彩祭実行委員会ということで、通年のイベントを通して交通対策、安心・安全のイベント実施に力を注がなければ、来られる方々にとって非常に迷惑もかかるし満足していただけないだろうということもございました。

そういういろいろな議論を経て、10年を迎えます。その間、一つ企画委員会の中で言われていたことは、原点に回帰すべきではないかということです。つまり、鍋-1はグランプリであって、イベントで人を集めるということだけが目的ではないと。本当に鍋の全国的な唯一の事業として、グランプリを決めることがステータスなんだと、そこにやはり特化して事業をやらなければだめだというお声をいただきました。

さらに、四季彩祭というふうに組み立てをしたのは、いつも花火は花火、桜は桜、紅葉は 紅葉とそのときの単発だけで次にリレーができず、1年を通して笠置はどうなんだというこ とが全く連携できていないじゃないかという厳しい御意見も実行委員会の中にあり、じゃ、 通年をやはり通して笠置というところは楽しめるまちなんだということを皆が考えるような 機会として、四季彩祭という実行委員会のあり方を実行させていただいたというのが経過で ございます。

そういったさまざまな観点で議論もさせていただきながら鍋-1グランプリを進めさせていただき、そのときお客が少なかった、多かったということもあると思いますけれども、一つ一つ課題を解決しながら10年の歩みを進めてきたということは御理解をいただきたいと思っております。

さらに、経済効果もそうなんですけれども、やはり民間の事業者の方々にこの機会を提供できるというのは大変大事なことであって、ぜひ町内の方々がこれをマーケットが来るんだというチャンスと捉えていただいて、何かできないかということを早い段階から準備いただけるように、これは実行委員会の皆と話し合って発信、あるいはどうでしょうかという声がけはさせていただきたいと思っております。

人の流れに関しまして、いろいろと動線を工夫していかなければならない。安心・安全上の観点もございますし、JRの利用促進も含めてという、非常に複合的に求められることが多い中で、実行委員会としてどこに重点を置くのかということを考えていかなければならないという事情もございます。

先ほど小林課長が申し上げましたように、事故なく安全に実施でき、そして鍋-1グランプリとしてグランプリを出すことをやはり眼目としてやらなければならないだろうというところに第10回は重きを置き、させていただきました。

準備その他でおくれたということは大きな反省点でございますけれども、11回目以降、もしいろんな形で進めさせていただけるんであれば、10回までを総括させていただきながら、11回の歩みを踏み出せるように実行委員会の方々と協議をさせていただき、ぜひ、クラウドファンディングを実施して資金を調達するとか、ただいま企画中でございますふるさと納税の中でこういったものの資金に充てられるように資金の工夫をするとか、そういったことも中に入れた対応でやらせていただける、そういう方向へ持っていきたいと思っております。

まとめるような形になってまことに申しわけないんですが、さまざまな複合的な要素がある中で笠置町の花火のイベントや鍋のイベントや紅葉のイベントをしていただき、忘れ去られず、こんな日本で2番目に人口の少ない町がこれだけ頑張っているんだという高い評価の声も私の耳にはたくさん入ってきています。それも事実であるということをお伝え申し上げ、引き続き御支援、御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(杉岡義信君) 坂本君。

7番(坂本英人君) 坂本です。

補足ってこんな長いんやというのが僕の感想ですかね。

とにもかくにも、行政が重きを置くところが安心・安全なんやったら、ほんまに本気で切り離して民間にやってもらったらいいんですよ。それで、唯一無二と言うけれども、埼玉県和光市、14万人で鍋フェスタをやっていますよ。どっちでトロフィーをとるのが上やねんと。それでも笠置のほうが楽しいと言うて、各務原のキムチ研究会の方が来られている。だから、どこに価値があるというのはその人の中にあるというのは僕もようようわかっています。企画をやりましたから。やった人間が言うんですよ。審査員の選び方から、器の選び方から、動線の描き方から。

ほんまに今回の表彰でうれしいんですかね。それは、とった人はうれしいと思いますよ、 そのときは。でも、オーディエンス、見ている側はほぼほぼいないわけですよ。それを行政 がことしの勲章やと言わはるんやったら、それはそのとおりなんでしょう。それに400万 円以上の金をほり込んでいることを何も思わないのかという話ですよ。

お客さんが満足した400万円の価値と、ことしもうひとつやったなというのが、勉強代なんやったらそれは使うたらええですよ。でも、降ってこないですからね、お金は。お金に価値をつけられるのは、ここにいるみんなでしょうよ。そんな逃げ口上をやらなあかんようなイベントやったら、やめてしもたらええんですよ。今そんな余裕が笠置にあるのかって。やんねやったらちゃんとやってくださいよという話ですよ。準備期間が短いとか、言いわけせんでええようなイベントにしてくださいよ。そうでしょう。

駐車場で500円取ったら怒って帰っていかはるお客さんもおった。それが少数やから目を塞いでええのか。10人になったから声を拾うんか。そうじゃないでしょう。また来年も来てもらうことが目的でしょう。そんな言いわけしやなあかんようなイベントに町で一番の金をほり込むって、そんな矛盾やめてほしい。

僕らは半年かけてやったんですよ。お茶の京都イヤーだと。ことしのために、自分らの時間潰して。いろんな人が協力してくれましたよ。ただでJRが広告載せてくれるところとか、いろんな足使うてやりましたよ。

四季彩祭って、見えない化じゃないですか。それまでずっと議員みんな会議に出ていましたよ。そこで切磋琢磨して、自分らの反省もしながら議論したでしょうよ。今、出るのは議長だけですやん。僕らはどんな話し合いをされているのかも知らないですよ。ことしの反省

がどう活かされるのも知らないですよ。それで、当日、スタッフで駆り出されるわけです。 むちゃくちゃですよ。

職員は6時間、遅うなるまで残って残飯処理していますよ。寒い中、真水で。誰のためのイベントなのか。オンリーワンじゃないですよ。もっともっと大きい規模でやっている自治体がある。何が勲章なのかきっちり考えてください、行政として。お金ほり込むんやったら。 僕の質問は以上で終わります。

議長(杉岡義信君) 副町長。

副町長(青柳良明君) 坂本議員から、非常に今後の鍋-1グランプリ、あるいは笠置のイベントに関してどうあるべきかという御示唆、あるいは御提案もいただきました。

単に笠置町役場の立場として、はい、そうします、あるいはそうできませんということは お答えできませんので、四季彩祭実行委員会の場で皆さんで議論いただけるようにしたいと 思っております。

私どもとしては、言いわけをするということではなく、このイベントは2010年に、どこも発意しなかったけれども笠置町が唯一全国で一番最初に発意し実行した、これは間違いありません。そして、その鍋-1グランプリという名称も、よそで使うんじゃなく笠置に使わせていただいているというのも現状でございます。

その原点を大事にしながら、この事業が今後も継続し、本当にここに出店した方々がここでとったんだと、京都でとったんだということを自慢いただけるように、どういうふうに意見を集約し、企画実行していけばいいのか。今、実行委員会のあり方が全て意見集約できているのか、企画の面で十分な対応ができているのかということも含め、そういうそれぞれの事業に対して、企画面で多くの方々に参画いただける、そういう透明度の高いものにもしていく必要があると思いますので、その辺の御意見を踏まえて、年明けにまた実行委員会が開催されます。その場でぜひ議論いただけるように、行政のほうからの提案をさせていただきます。

こういう事業が人口1,300人を切った町にとってどういう意義があるのかというのは、 やはり皆が真剣に考えて、これをどう活用するのかということも町民の皆さん方にとって大事なテーマであろうと思っております。外側から人間だけがはしゃいで帰ってもうけていったということであってはならない。花火にしても鍋にしてもそうだと思います。やっぱり住民の方々が経済的、あるいは経済とは違う意味で、これが自分たちの誇りなんだ、心意気なんだということを示せる、そういうことも大事であろうと思っております。 職員も含め、そういう気持ちでいけるように工夫させていただきたいと思っております。 いろいろ御示唆いただきまして、感謝申し上げます。ありがとうございました。

議長(杉岡義信君) これで坂本英人君の一般質問を終わります。

これより10分間休憩します。

休 憩 午前11時17分

再 開 午前11時27分

議長(杉岡義信君) 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。

1番議員、西岡良祐君の発言を許します。西岡君。

1番(西岡良祐君) 1番、西岡です。

私は、通告書に従いまして、3項目について質問させていただきます。

まず1項目め、高度情報ネットワーク民間移行の進捗状況についてお伺いいたします。

この件は、9月補正で民間移行が決定し、移行事業を進めておられるところであります。 その中で、次の2点について確認いたします。

まず1点目、これの移行スケジュールでは11月に事業者選定、12月には事業者決定となっておりましたが、これはどうなっているのかお聞きします。

それと、その後事業者による利用者への説明会を開くということで聞いておりましたが、 もう12月も終盤になってきていますが、どういう考えでおられるのか。

2点目、笠置町のCATVが、通信事業者が参入することになれば対応が難しいというふうなことが計画の中で出ておりましたけれども、この辺についての御確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、スケジュールの御質問、あと、CATVがどうなのかというところの御質問、その 2点につきまして御説明させていただきたいと思います。

スケジュールにつきましては、9月で大変お世話になりまして、予算を計上させていただいたところでございます。

過日、11月11日に業者の選定会を行いました。予定では12月に契約というような当初予定がありましたが、現在、まだ契約までには今至っておりません。選定2社の公募があ

りまして、その中から1社が選定されたというところでございます。

続きまして、住民様への説明会でございますが、年が明けまして令和2年2月以降につきまして各集会所、区回りを、町また事業者のほうで地区回りをいたしまして、以降のスケジュール、また新しいプランの中身、そういった中身の御説明を順次、2月以降の今予定でございますが、御説明をさせていただきたいというふうに計画をしております。

続きまして、笠置町のCATVがどうなるのかという御質問にお答えさせていただきます。 西岡議員御質問していただきましたように、通信事業者であればできないというところで ございましたが、現在、選定されるであろう、契約に向けて進めております事業者につきま しては、CATV、笠置ケーブルテレビの引き続き放送ができるということを確認はしてお りますので、継続しながらCATVは進めてまいりたいというふうに考えております。以上 でございます。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

1番(西岡良祐君) わかりました。

一応、事業者の選定までは進んだということで、CATVの事業もやっていってもらえる ということまでは確認できていますね。はい、わかりました。

それで、事業者による利用者への説明会ですね。これを一応開くということで予定されて おりますけれども、2月以降ということですね。

それで、この説明会なんですけれども、地域ごとに、区ごとにやられると思うんですけれども、ここで説明会の内容について、事業者だけが勝手に何かするようなことになっていますけれども、これ、笠置町としてはその説明会の中へついていってやるんかどうか、そういう考えを持っておられるのかどうかと、それからもう一点、私ちょっとお願いしておきたいのは、先日、笠置町の総合計画のことでも地域ごとにグループ討議という形で、町民の生の声を聞いていただいたわけですけれども、あのときの集め方ですね、住民の皆さんの。

これ、今回の場合は、利用者は全部、多分対象になるやろうと思うんですけれども、その 辺の区に対しての連携ですね。ちょっと区長会か何かでも開いてもらって、そういう説明は ちゃんと区長さんにお願いして、利用者が全員参加できるような体制をとってもらいたいと 思います。

そうでないと、この間の総合計画のように参加者が限られてくるというようなことにもなりかねませんので、もっと区長会等を利用して、ちゃんと各地区の区長さんとも話し合って、こういうことをやりたいということで、こういう人集めをしてくれとか、そういうことをち

ゃんと連携をとってやってもらいたいと思います。それをお願いしておきます。

それから、そうしたら次の質問に移ります。

2項目めは、猿の被害対策の協力体制についてお伺いいたします。

これは、私は新聞報道で知ったんですけれども、令和元年7月に山城地域ニホンザル被害対策広域協議会というものが発足されております。そして、11月6日に初会合があり、府や自治体間の連携を深め、対策を進める方針であるということで新聞報道されておりました。

そういう中で、この猿の対策については笠置町でもいろいろ、農業委員会等でも対策地を 視察に行ったりいろいろやってきたわけですけれども、なかなか効果は上がっておりません。 猿には参ったというような状況であります。

そういう中で、ちょっと3点について質問いたします。

まず1点目は、活動指針を確認したとありますけれども、その内容はどのようなものなのか説明願いたい。

それと、笠置町としては、対策していく体制はどういうふうにとっていこうとされているのか、それをお願いいたしたいと思います。まず、1点目です。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長(石川久仁洋君) 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

山城地域ニホンザル被害対策協議会というのは、山城管内のニホンザルの群れによる被害が顕著な地域でございます木津川右岸の5市町村、宇治田原町、木津川市、和東町、笠置町、南山城村を集めまして、山城広域振興局が事務局となり7月に発足され、11月6日に方針等が確認されたところでございます。

協議会の基本指針としましては、山城地域で確認されている猿の群れの行動域となる市町 村が連携して情報交換や被害対策を行うもので、具体的な方針の概要としましては、1番と して、防護柵の設置等は個々の農家への対策を追求するのではなく、地域組織による面的な 対策に取り組む。

2つ目としまして、猿の被害は多様で、防護柵、捕獲の単発対策ではなく中長期的な視点に基づき、総合的な対策によって地域の餌場価値を低下させ、地域に住む人々、里は危険であるということを学習させる。

3つ目といたしまして、被害防止のために地域住民が鳥獣の生態や被害防止に対し共通認識を持ち、意識を高め、被害対策への理解の促進を図るため、対策点検を行う。また、地域における問題点を自覚し、総合的な対策につなげる。以上3点の対策が具体方針とされてお

ります。

笠置町としましては、協議会での取り組みを活用しながら、笠置町猟友会や笠置町有害鳥 獣捕獲対策協議会と連携し、被害対策に取り組んでまいりたいと思います。以上でございま す。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

1番(西岡良祐君) 3点の指針とかいうのはわかりましたけれども、笠置町の体制として、 猟友会と捕獲協議会というのがあるんですね、これ。その中で、この3項目についてどうい うことをやっていくかとかいう話し合いはもうされたんですか。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長(石川久仁洋君) 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

有害鳥獣捕獲対策協議会というのは、区長さんであったり森林組合さん、それから農業委員会さん、京都府、猟友会さん、いろいろな組織の代表の方が集まっていただきまして、年に1度協議会を開催いたしまして、補助金の活用であったり地域内の被害防除であったり被害状況であったり、いろんな意見を交わしてもらうところでございます。

これが毎年6月後半にいつも開催されますので、この山城地域ニホンザル被害対策広域協議会の内容につきましては、今のところまだ報告はできておらない状況でございます。

この協議会につきましても、今発足したところでございまして、これからいろんな情報提供がもたらされてくると思います。来年の協議会にはそういった情報も京都府のほうから提供いただきまして、また町の有害鳥獣捕獲対策協議会の中で猟友会さんやら区長さん等にまたそういう情報の共有をさせてもらったり、情報をいただいたりという形で進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

1番(西岡良祐君) その捕獲協議会とかも年に1回ぐらいしか協議会を開いておられないと 思うんやけれども、こういうことが府からおりてきて、こういうことをやっていこうという ことになったんやったら、捕獲協議会も臨時で集めてもらってやってもらったらいいんじゃ ないですか。それで、来年度からこれをどうしていくんか、もう今予算どりのときでもある でしょう、令和2年度のね。そやから、そういうのは早いこと進めていってもらわんと、も う我々町民は、猿にはもう参っとるんですよ。

この間も、私も菊の花を全部食べられました。それで、正月のつるし柿もあちこちでとられています。家の中でしか干せないというような状態なんですよ。もう一般の家庭でさえ困

っているんです、猿には。田畑でとられているのはもちろんですけれども、そういう家の中まで被害が出てきているという状態なんで、この役場の前にも来ていますでしょう。そやから、そういうことを、こういうことが発足してちゃんとやられているんやったら、早いこと笠置町としての体制も検討して、どういうことをやっていくかやってもらわんとあかんと思うんですよ。その辺、よろしくお願いしておきます。

それから、2点目は、これ、ここでは前からこれもやっておられると思うんですけれども、 発信器をつけて群れの数や動向調査を実施していくということはこれまた引き続いてやられ ると思うんですけれども、それもやるんやったら早いことやってもらって、その発信器の受 信器ですね。そういうものをどこがどうして管理していくのか、そういうこともちゃんと決 めてもらわんと、今までやったら何か役場で持っていたというだけの話で、住民には全然そ ういうあれが伝わっていないですよ。だから、そこらの対策をちゃんと進めていってほしい と思うんですよ。

それと、猿を追い払う用具の貸し出し等もやっていくということをここでうたわれていますけれども、それは、そういうのは笠置町としてはどういう対応をとっていくのかということも決めていかんとあかんでしょう。そういうことを、早いこと協議会を開いてもらって、対策をこれからどう実施していくのかということを早急にやっていってもらわんと、先ほどの坂本議員の話でもあるけれども、やるやるだけではあかんのですよ、ちゃんと進めてもらわんと。それをお願いしたい。

それから、この用具の貸し出しとか、そういうものをどういうようなことでやっていこうと考えておられるんですか。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長(石川久仁洋君) 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、発信器のことでございます。

発信器につきましては、協議会では電波が弱くなってきている発信器の更新と、群れの行動域や加害レベルの調査を予定しておりまして、それを活用しながら、直接追い払いにはかかわってこないことになるかと思うんですが、その行動域の調査を実施して、自治体間で情報を共有することになっております。これも令和元年度で、京都府のほうで実施されることになっております。

町としましても、この毎年開催される有害鳥獣捕獲対策協議会で群れの情報などを聞かせていただいて、そういう出没、行動域情報に反映させていきたい、そういった取り組みをし

ていきたいというふうに考えております。

また、追い払い用具の貸し出しについてでございます。

これにつきましては、現在、京都府のほうでも検討中の内容であります。新聞発表では貸し出すと、今すぐでもというような表現で書かれておったかと思うんですが、これは本町からも強い要望を出しておりまして、京都府のほうとしてもその要望が反映できるように今検討してもらっているところでございます。

この追い払い道具、農家に貸し出すものにせよ職員が追い払いに使用できるものにせよ、 いずれにしましても、本町としてはこういう対応がこの協議会でできるということになりま したら、それはもう積極的に活用できるように強く要望しているところでございます。

京都府におきましても、その追い払い等が効果的に行えるにはどうしたらいいかというようなことを、協議会でも各市町村の担当者を集めながら検討していきたいというふうに進めているところであります。実際にそういう施策が具体的に決まってまいりましたら、協議会もまた随時開催していただいて、地元の区長さん、農業委員会さん等々にまた指導を仰ぎながら、そういった形で皆さんと共有していきたい、進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

1番(西岡良祐君) できるだけ早く進めてください。

この追い払い器とか、これ、私ら農業委員会でも現地視察に行ったけれども、滋賀県にも 行きました。三重県にも行きました。いろいろな方法をやっておられます。京都府はまだそ ういうことをやっていなかったんかな。そやから、早いこと進めてくれいうて言うてくださ いよ。もう困っとるんやから、みんな。そやから、早いこと進められるようお願いしておき ます。

それから、3点目は、これは奈良市のほうで、月ヶ瀬地区では猿専用の捕獲檻、こういう ものを何か実施して効果を上げているというようなことを聞いているんですけれども、笠置 町としてはそういうものの導入とかはどのように考えておられますか。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長(石川久仁洋君) 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

奈良市での猿専用の捕獲檻のことについてでございます。

この件につきまして、奈良市農政課に確認を行いましたところ、興が原地区と狭川地区に 設置されている大型の捕獲艦が現在稼働中でございまして、その檻のことを言っておられる のではないかなということでございます。

捕獲檻としましては、興が原地区の返し屋根つきの大型囲いわなと、狭川地区でのICT機器を使った大型捕獲檻が設置されているようでございます。屋根つきの囲いわなは、一度入ると返し屋根で逃げ出すことができないものでございます。また、ICT機器を使った捕獲檻というのは、メールや映像の遠隔監視で檻の状況を確認しながら、一定数の猿が檻に入ったところを遠隔操作で捕獲するものです。スマートフォンからも操作が可能というようなものでございます。

そういった大型捕獲艦は、効果的に捕獲が可能であるというふうに言われていますが、設置には当然設備の構築もしなければなりませんし、この大型捕獲艦は、標準といいますか、今既定の大きさでいいますと高さ2.5メートル、幅5メートル、奥行き6メートルの30平米クラスの捕獲艦となりますので、設置場所やその維持管理、処理方法についていろいろと課題があると聞いております。

現在、笠置町では、限られた人数の中で猟友会さんに日々活動いただいているところです。 今後の導入等につきましては、実際に捕獲活動を実施していただいております猟友会さんの 御意見を聞きながら検討してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

1番(西岡良祐君) 1番、西岡です。

私が聞いたのは、多分興が原のやつやと思いますわ。そやから、それの効果がどんなもの やったかというのは聞いておられませんか。

それで、ICTのやつは、それは1回見学に行ってもええな。実際やられているんですか、 それ。それで、どんな効果があったか聞いておられますか。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長(石川久仁洋君) 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

こういう専用大型捕獲艦の効果でございますが、どちらの地域ということではないんですが、非常に効果のあった地域と、効果が出なかった地域というのがあるようでございます。

ですから、こういう大型のものを、効果的なものを入れても、結局はその維持管理といいますか、ふだんの除草作業であったりとか小まめに餌を見たりとかそういったことで、猟友会さんだけではなしに地域も巻き込んだ活動をしているところは結局やっぱり効果を上げているというふうに奈良市のほうからも聞いております。

また、ICT機器を使った捕獲檻ですけれども、これは和東町でも昨年度から実施されて

おりまして、そこにつきましては本年7月に本町の担当者と猟友会さんの方で視察といいますか、状況を見ていただいておりまして、いろんな話を聞いていただいているところでございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

1番(西岡良祐君) 効果があるんやったら、笠置町としても導入をしていただきたいなと思 うんですけれども、1回これ、視察に行ってもええと思いますけれどもね。また、農業委員 会のほうでもそういうことを検討するようにまたいたします。

それで、小動物用の檻ですか、あれを今現在、笠置町は何台持っておられるのか。何台持っておられて、どこへ何台設置されているのか、その辺わかったらちょっとお願いしたいです。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長(石川久仁洋君) 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

小動物用の檻といいまして、アライグマでありますとかハクビシンでありますとか特定外来に属するものを、基本、猟友会さんの捕獲になるわけなんですけれども、住民さんのほうで設置なり餌のほうをお願いしている、貸し出しておる檻がございます。

ちょっと数につきましては、今も出ているものもありますしこちらで置いているものもありまして、新しく購入したものもあって、今ちょっと資料がないので実際の数については把握できていないところで、今のところ何台あるということもちょっとお答えはできないところです。

また、それぞれの住民さんで1カ月ごと、1カ月を一応期限として、延長はできるんですけれどもお貸ししたりしているものですので、今それぞれかなりの数がありますので、どこに置いているということはちょっと認識できておりませんし、ちょっと資料も持っておりませんので、その具体的な場所については今のところお答えはちょっとできません。失礼します。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

1番(西岡良祐君) じゃ、それはどこが管理しているんですか、そうしたら。我々の地区では、つけてほしい、つけてほしいという声は聞いているんで、役場へ頼んだらええわと言うているけれども、何台あってどこへ置いてどういう、その管理はどこがやっているんですか。 猟友会がやっているんですか。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長(石川久仁洋君) 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

小型檻の管理につきましても、役場のほうでやっております。担当者のほうで、小型捕獲 檻何番は今どちらにお預けしていると、どっちに置いているということは全て把握しており ます。

それで、北部区の方も現に利用していただいておりまして、檻の使用を希望される場合は 役場建設産業課担当のほうまで御連絡いただきましたら、申請等、それからいろんな諸注意 がございますので、捕獲器具になりますので、いろんな諸注意をさせていただいて、それを 理解していただいた中でこういう活動をしていただいておるというところでございます。も しそういう御希望がありましたら、建設産業課のほうまでお問い合わせなり連絡いただきま したらまたお貸しできると思いますので、よろしくお願いします。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

1番(西岡良祐君) だから、あいているやつがあるんですか、そうしたら今。今申し込んだ ら、すぐ貸してもらえる台数があるんですか。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長(石川久仁洋君) 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

正確な今残っている小型檻の台数については今把握できておりませんけれども、今お貸しできない状況にあると、以前は、台数が少ないときは待っていただかなならんとかいうときもありますけれども、今は、何台も何台もということになりますとあれですけれども、1台、2台は今あいているといいますか、使用していないものがあると思いますので、お貸しできると思います。

その数につきましては、また後ほどといいますか、必要なときにもう一回確認させていた だきますけれども、ないということではありません。今お貸しできるものはあると思います。 以上です。

(「あいているやつがあるんやな」と言う者あり)

建設産業課長(石川久仁洋君) あると思います。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

1番(西岡良祐君) あるんやったらまた借りに行きますので。

そしたら、これはこの辺にしておきまして、次の質問に移ります。

3項目め、いこいの館の今後の利活用についてお伺いいたします。

このいこいの館は、温浴と飲食は現在残念ながら休業中という形で推移しておりますけれ

ども、これ、12月5日の特別委員会で、サウンディングの現状と今後の取り組み案、及び 活用、試行イベントの説明を受けたところであります。

その中で、次の点について質問いたします。

まず1点目は、サウンディングの現状の説明を受けたんですけれども、これの取り組みスケジュールは、もっと前倒しが必要ではないのかと私は思います。

というのは、このいこいの問題は、2年前から特別対策委員会を設けられて、外部の識者 も入れて検討されまして、それで、これはもう長期貸し出しか売却か、そういうことにして 町の財政から離していかんと解決せえへんというような結論が出て、今回のこのサウンディ ングを始められたわけですね。それで、これは今すぐそういう貸し出しの相手もわからんの で、国交省に協力をいただいてサウンディング方式で事業者を探していこうということで取 り組んだわけであります。

それで、その間いこいをどうするかということで、これは指定管理制度を導入して、指定管理制度でやってきたわけですね。ところが、ことしの8月に中断されてしまったというふうな経緯であるわけなんで、これは、指定管理制度も、2年間でそのサウンディングの結論が出るまでは指定管理制度でやるということで入ったわけでしょう。ところが、この間の説明報告会では、これ、今後やっていくのは、新たな利活用開始は令和2年の10月ごろを目途というようなことで書かれています。これはどういうことなのか、その辺ちょっとお伺いしたいんですけれども。

議長(杉岡義信君) 副町長。

副町長(青柳良明君) ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先般の特別委員会の場で、今後のスケジュール感ということで、令和2年10月をめどにということを申し上げました。そのとき、実は河川のオープン化と時期を合わすということもございまして、河川のオープン化を10月ごろに新たな管理運営形態に持っていくということでスケジューリングしたわけでございますけれども、先般、先ほど坂本議員より、ああいうたき火で安心・安全が脅かされる、根本的なルールがない中で、河川敷を町が占有許可を受けて委託しているというのはいかがなものかというのを、やはり町も、そして今委託を受けている管理者のほうも課題として持っておられます。

そんな中で、やはり基本的に占有許可を受けた笠置町が管理運営をしていくという基本的なルールの早急な制定、つまり条例化が必要ではないかというような観点で、現在関係機関と協議をしているんですけれども、条例化を早めていくという作業をしながら、いこいの館

もそれと連動できるように、10月と言っていたものを前倒しにしていく方向で全体調整を させていただきたいというふうに考えております。

もともと、御指摘があったように、検討委員会のほうで非常に町がこのまま単独で維持していくのは厳しいという御意見があったのは確かでございます。そして、その中に出てきたのも、議会のほうからも御指摘があったように、キャンプ場と一体的なやはり運営、そして、そのキャンプ場といこいの館双方が担える管理運営者をやはり選ぶべきである。そして、いこいの館に関しましては、やはり施設設備等の不備、あるいは利用できる浴槽等の改修等が必要であるといったようなことも御意見としていただいております。

そういった問題に関しましても、現在、京都府のほうでワーキングを設置いただきまして、 そのワーキングと笠置町が一緒に議論をさせていただいております。府のワーキングのほう も、河川のオープン化のほうにもかかわっていただいておりますし、そして、いこいの館の ほうの管理運営を今後どうするのかということにもかかわっていただきながら、キャンプ場 の運営をするそのシミュレーション、そして、いこいの館の今後の運営をしていったときの バランスシートがどうなるか、そういったことも含めて、府のワーキングには全面的なバックアップをいただいて進めているところでございます。

そういった結果も踏まえながら、私どもとして前倒しができるように作業を進めさせていただきたい。結論といたしましては、やはりキャンプ場と一緒にやれる、そういうルールと、それから、それを担える団体を選んでいく。そして、必要な修繕等を行い、円滑にいこいの館、そしてキャンプ場が新たな笠置の観光、集客、そして健康増進の魅力の発信拠点として再スタートできるよう、10月ということではなく前倒しできるようにさせていただきたいと考えております。

スケジュール的には少しまだ関係者と調整する必要がございますので明言できませんが、 10月ということではなく早くさせていただきたいと考えております。以上でございます。 議長(杉岡義信君) 西岡君。

1番(西岡良祐君) 西岡です。前倒しをするということなんでちょっと安心ですけれども、 せめてここで言われている優先交渉が、事業者の、これ、優先交渉順位をつけるということ が令和2年3月末という形で書かれています。そして、それから交渉に入るということで、 4月から5月末に交渉をするという形になっているんですけれども、これ、先ほど言われた 河川のオープン化、それとかわまちづくりですね。これとも連携しているんで、理解できる んですよ。そっちのほうも簡単にいかないと思いますから。 そやけど、これ私、3月議会か6月議会でもこの行程を、やっぱり河川のオープン化なんかは条例化もしていかんとあかんということなんで、その条例化を今年度中にはできるようにやってもらわんとあかんという意見は申していたと思うんですよ。そういうことで、これ、できるだけ前倒しをしてもらいたい。そうでないと、3月から以降のいこいをどうするのか、これまた今のような、また1,200万円ほど出して運営管理していかんなんわけでしょう。だから、できるだけ早く前倒しでやってもらわんと困るわけですよ。

そやから、その辺を、せめてこの交渉をできるのが、年度末ぐらいまでにはけりをつけてもらいたいと思うんですよ。そうでないと、町長、副町長、これ責任あるんと違いますか。これ、もう任期も3月でしょう。これ、続けてやっていかれるんかどうか、その辺の決意は聞いていませんけれども、それやったら、やっていかへんねやったら、余りにも無責任な計画ですよ、これは。もうちょっと責任を持って計画を立てて、自分の在任期間中にけりをつけるというぐらいの心意気でやってもらわんとあかんというのはもう前から言うているわけですからね。その辺についてちょっとお伺いしたい。どうですか。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 地域懇談会を回らせていただいた折にも、町民の方、多数の方からいこ いの館の再開を望まれる声はたくさんございました。そういう中で、一日も早く再開のめど をつけていきたいと思っております。

先ほど副町長からも答弁されましたように、今までの基本といたしましては、河川のオープン化が正式に始まるのが来年10月からでございます。いこいの館も、キャンプ場と一体化した、そういう運営を目指していくに当たりまして、そのオープン化と時期を合わす、そういうのが理想ではないかということで今まで考えていたところでございますけれども、この前のキャンプ場でのああいうたき火を燃やされたようなこともございましたので、きちんとしたキャンプ場を、町としてきちんとした設置条例といいますか、そういうものをきちんとつくって、町がきちんと管理していく、そういう体制をつくらなければならないという思いで、もう来年の2月には条例を出したい、そのように考えております。

そういうことで前倒しにしていきますので、いこいの館につきましても10月じゃなくて、 やっぱり年度末にはめどをある程度といいますか、大きなめどをつけていきたい、そのよう に今取り組んでおるところでございます。

サウンディングのほうも、大体もう8割終わったように思いますので、これから企業を絞 り込んでいきまして、来年初めにはそういう聞き取りといいますか、そういうのをしていき ながら業者を絞っていきたい、そのように今考えておるところでございます。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

1番(西岡良祐君) 西岡です。

できるだけ今のそういう気持ちで、前倒しでやってもらいたいと思います。

それから、あと、先ほどちょっと申しましたけれども、そうしたら、年度内にはこれは解決しないと思うんですけれども、そうすると、今、いこいの運用経費、あれは1,200万円の予算でやっているわけですけれども、4月以降どういうふうに考えておられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。今、予算時期でもありますので、その辺のもう話は固まっていると思いますけれども、その辺についてどうですか。

議長(杉岡義信君) 副町長。

副町長(青柳良明君) ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

町長もスケジュールのおよその概観を申し上げたところでございますが、実務的に、3月 末までに決まって、4月からすぐにじゃ管理運営者が決まるという状況は、これは難しいと いうところです。

したがいまして、4月以降につきまして、当面、町のほうで引き続き直営で管理運営をしていくというスタイルをとらざるを得ない。そのときに、お風呂が町直営でできるのか、飲食が何がしかの形でオープンできるのか、これは少し今後サウンディングに当たったさまざまなところに働きかけをさせていただいて、お風呂のほうは町の直営でしかできないわけなんでございますけれども、飲食部門だけでも何かできないかという相談はさせていただき、不可能であれば引き続き管理運営をそのままの形でやっていかざるを得ないというふうに考えております。

ただし、先ほど来お話がありました前倒しのめどというのをいつごろに立てるのかということにかかってまいります。10月ということを言うておりましたが、先ほど町長からキャンプ場の条例をいつの段階で出すのかという話がありましたが、仮にスケジュールを早めて2月にキャンプ場の条例を提案させていただきますと、キャンプ場に係る管理運営に係るいわゆる指定管理者の公募を、やはり条例制定後、3月から4月の間にさせていただき、そして、その選定を行い、6月の議会で指定管理者を選んでいただけたら7月にはスタートできるだろうと、流れ的にはそういうふうに考えております。

同様に、いこいの館のほうも、12月の末までにはほぼこういうところは多分できるだろうなというところで、お互いいろいろせめぎ合うところはあるわけなんですけれども、それ

を整理できるタイミングにようやく来たなというふうに思っておりまして、1月にそういう 改修、あるいは設備投資というふうに言うてええんでしょうか、最低限ここをやはり改修し なければ、いくら新しい事業者に任せても、キャンプ場と一体的に運営できるとはいえ、お 風呂そのものにやはり魅力がないということを言われるとやはりだめなので、そこに必要な 設備の改修、あるいは新たな投資というのにどれだけのものが要るのかというのはやはり検 討しなければなりません。こういったところは京都府の応援も得ながらさせていただいてお るのが現状でございます。

専門的な技術のほうのスタッフにも入っていただき、京都府のほうの応援もそういった形でいただいております。それを得た上で、新年度、修理をしていくという予算要求も当然していかなければなりませんので、2月の段階である程度どういうところに修繕が必要なのかというものを決めた上で、指定管理者の公募の時期をキャンプ場の条例に基づく公募の時期と合わさせていただいて、条件を一体的に運営できるというところに一つの条件的なところを設定させていただきながら選定をしていけば、今、先ほど申し上げましたように、大体7月の段階で一体的な運営といったことが同一の事業者の中で可能になるのではないかなというふうに考えております。

その間必要となってまいります最低限の管理運営に必要な予算、それから修繕箇所、ここはぜひというところに関する修繕に係る経費、そういったものがかかってくる。それは当初 予算のほうに計上させていただくべく議論させていただきたいと、そのように考えております。

何分、今回私どもも、今現在17社、17団体の方々とお話をさせていただいて、当然、いこいの館だけじゃなくキャンプ場もそうなんですけれども、その方々の笠置への意欲といいますか、まだまだ笠置には可能性があるんじゃないかという、そういう意欲を引き続き笠置町にとどまらせておきたい。

指定管理者というのが最終的に決まるのが一つかもわかりませんけれども、その他の事業者をうまく笠置町にとどまらせておき、今、空き家の問題や空き店舗の問題や、あるいは遊休施設その他、目立つところに対する関与といったものをやっていただけないかということで、今回、国土交通省がきっかけとなってつくっていただきましたプラットフォームをぜひ今後も、3カ年ということでございますけれども、3年過ぎた後もその関係性を継続できるように、笠置町のやはり発展、課題解決のために力を出していただけるように、仕組みということでつくり上げていけたらなというふうに思っております。以上でございます。

いろいろと申し上げましたけれども、スケジュールを早め、できるだけ多くの方々に快適な環境で使っていただけるよう、ルールづくりも含めた対応を進めさせていただきたい、そのように考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

1番(西岡良祐君) 1番、西岡です。

今のお話を聞かせてもらったら、大体6月議会で結論を出して、7月ぐらいにオープン化ということやと思うんですけれども、私もそれぐらいやっぱり早めてもらわんとあかんと思います。

ところが、先ほど坂本議員の一般質問でも出ていましたけれども、キャンプ場の運営管理、これはそう簡単ではないと思いますよ、これ。ええかげんなことで、また慌てて早急にやると失敗するかもわからんから、これはやっぱり慎重に審議していただいて、あそこの運営管理はほんまに難しい。今まで余り事故が起こっていなかったんが私は不思議やと思っとったんですよ。そやから、お客さん同士のトラブルとかそういうのが絶対出てくると思うんですよ。そやから、そういうものについても、条例化するときにきちんと審議していただいて、慌てずに早くやっていただきたい、そのように要望しておきます。

それでは、2点目ですけれども、この報告書の中で、試行イベントをやっていくということでうたわれているんですけれども、これの何か必要性が私は余り感じられないんですよ。だから、どういうことでこの試行イベントをされようとしているのか、それをもう一回お伺いしたいのと、それから、この中で書かれている中で、その試行イベントをやるに対しての予算なんですけれども、これ、維持管理に必要な経費以外とはどういうものを言うているのか。

というのは、これは、私の推測では、今イベントをやっていない状態で維持管理していますわね。それで、今町として1,200万円を使っているわけやけれども、これは電気代とか灯油代とかいろいろ経費がありますね、日常の。ところが、これは、イベントをしたときの増加分はそのイベントの実施箇所が負担するということになっていますけれども、その辺はどう考えておられるのか。

例えば、電気代なんかは、イベントをするかせえへんかで使用料が変わってきますわね。 その辺はどういう見方をするのか。これは例ですよ。その辺について、ちょっとお伺いした いと思います。

議長(杉岡義信君) 副町長。

副町長(青柳良明君) ただいまの西岡議員の御質問でございますが、試行イベントをしたい ということで案をつくらせていただきました。

当初、試行イベントの必要性に関しましては、サウンディングの事業者の方が、閉まっている状態ではなかなか判断ができないので何か動いている状況を見せていただけないかという御要望がたくさんありました。

もちろん、そのサウンディングの事業者の方々に皆さん、やっていただけませんかという 声かけをさせていただいたのも事実なんですが、やはりそこに人員を割くことはできないと いうふうなさまざまな御事情があって実現しなかったというのが現状でございます。

であれば、何か試行イベントで、飲食を運営している、お風呂が動いている、お客さんがこう入っているというリアルな場面をやはり提案することによって、よりいこいの館に対して自分たちの発想というんですか、考え方がまとまってくるんではないかというふうに期待したわけでございますけれども、現段階で話を進めていく中で、我々のほうのさまざまなデータを提示させていただき、あるいは状況を見に来ていただく。何も使われていない状態の中で、状況はこうでしたよということを説明する中で、いくばくかイメージを持っていただけた状況がありますので、慌てて試行イベントをするという必要性は今のところ感じておりません。

ただ、やって、食堂を運営できるんだと、その経費に関しては自分たちで責任持って経費 は賄うんだというところがあれば、行政財産の目的外使用ということが可能であれば、そう いう手続のもとに使っていただくことは可能だと思っております。

その際、今何も使っていない素の状態でどれだけの電気代、あるいは水道代、光熱費がかかっているのかというのは、結構これが、やはりこれもわからなかったんですね。幸いという言い方は悪いんですけれども、何も休業状態の中でどれだけのお金が今メンテナンスにかかっているのかというのは、ようやくこの9月、10月、11月、3カ月ぐらいの中でほぼその金額というのが、大体これぐらいだというのがわかってまいりました。

それをベースにさせていただいて、実際に稼働した場合に上がった1カ月の分に関しましては、イベントをされた方々が御負担いただけるように、これはメーターがついているわけじゃないので案分という形になりますけれども、上がった分について御負担をいただきたいということで、そういう約束のもとに実施いただきたいと、そのように考えております。

ただ、今のところそれが実施できる状況ではないということで、具体化すればまた協議を させていただきますけれども、すぐに実施できる状況じゃないのと、その必要性に関しても、 サウンディングがほぼ終わる中で、もういいんではないかというのがサウンディング事業者の中からも出てきておりますので、実際これをどうやっていくのかについてはまた十分内部で慎重に、それこそ先ほども御意見あったように、慌てずにこれはやっていかなければならないだろうと思っております。

お風呂に関しては、町が直営でできます。そこをどういうふうにどのタイミングでどうするのかは、やはり体制の問題等が関係してきますので、単に役場の職員だけでやってできるというものじゃございませんので、そこも負担のかからないように、費用対効果も含めて検討していかなければならないと思っております。

試行イベントの状況は、以上のような状況でございます。よろしくお願いいたします。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

1番(西岡良祐君) わかりました。

私も試行イベントは、もう何回もこれ失敗してきているんやから、もう結論が出ていると思うんですよ。そやから、あえてする必要はないと思いますよ。そういうことでいってほしい。

ところが、私もこの間、東部3町村の子育て支援交流会に行ってきました。ところが、昼を食べるところがないんですよ。あそこのセキレイの間でやらせていただいたんやけれども。ほな、昼飯食べに帰らんなんという。村とか和東の人は弁当持ちで来てもらうか、予約弁当でやるか、そんな状態でやっていますんで、利用者は、当然食堂関係がないというのは全員困っています。

そやから、できるだけ赤字経営にならないようなサウンディング方式でちゃんと選定していただいて、それで河川のオープン化、かわまちづくり、それと連携してこの問題は進めていかないとええ方向にはいけないと思いますんで、ひとつよろしくお願いしておきます。これで私の質問は終わります。

議長(杉岡義信君) これで西岡良祐君の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午後 0時27分

再 開 午後 1時30分

議長(杉岡義信君) 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。

2番議員、西昭夫君の発言を許します。西君。

2番(西 昭夫君) 2番、西です。

ちょっと内容は前後するかもわからないんですが、通告に従って質問していきます。

まず、空き家対策とか移住施策について質問します。

タウンミーティングがあったときに第3次総合計画の話も出ていたところに、令和3年3月に町の施策により1,400人程度を維持すると書いてありましたが、どういう施策をされていて、結果はどうなったかというのをお聞きしたいんですが。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

3次総計最終年度の目標人口1,400人ということの中で、どのように施策を打ってきたかということの質問にお答えさせていただきます。

まず、この人口につきましては、移住・定住だけの施策によってこの数値を目標値で上げたのではございません。道路整備、また福祉の制度、そういった中での数値だというふうに理解をしております。

空き家対策につきましては、3次総計の中に書かれておりますように、空き家バンク制度を充実させる、そして移住・定住の方々をふやす。また、その移住・定住の方、そういう希望者になっていただくために、先ほど来話がありますような町内のイベント、四季のイベントを通じて笠置町の魅力を発信し、笠置町に交流人口ということでリピーターとして来ていただき、結果、その方々に笠置町の魅力を感じていただき、移住・定住に結びつける。数値的な目標はございませんでしたが、空き家バンクによって人口をふやすということがこの3次総計の中でうたっていた内容でございます。以上です。

議長(杉岡義信君) 西君。

2番(西 昭夫君) 2番、西です。

空き家バンクの話から入っていきますけれども、一番僕が気になって初めて質問したのが空き家対策のことやったんで、それでちょっと今までの議事録をさかのぼってみたんですが、平成28年の第4回のときに行政側は、税の優遇措置等、移住に向けて事業として検討する必要があるというので出ていましたが、町としてはどういう措置とかをとってきたんでしょう。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの西議員の御質問にお答えさせ

ていただきます。

移住制度、空き家の改修等の制度を、京都府制度を活用させていただき、現在、いわゆる空き家の改修なり荷物の流動化といった、そういった制度の中のメニューがあります。そのメニューの中で、不動産取得税の軽減とかそういった制度が新たに京都府制度の中で設立されております。笠置町では実際にこのような不動産取得によってというケースはございませんので、実際に活用したことはないんですが、平成28年ですか、議会の中で、当時質問がございました税の優遇制度ということで、不動産取得税の軽減といった、そういった制度が現在ございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 西君。

2番(西 昭夫君) 2番、西です。

優遇とかはあるんでしょうけれども、なかなか不動産を取得して移住する人がないというのはそうなんでしょうけれども、例えば空き家バンクを使って家を借りる、そのときに荷物があるから荷物の片づけに補助金が出るとか改修に出るとかというのは、僕が空き家の持ち主の人に聞いたりとか近隣の人に聞いたときも、なかなか知っている人が少ないんですね。

それで、そういう周知ってなかなかまだできていないと思うんですよ。それに対して、周知をするために、何かこれからどうするかという予定とかはあるんですか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

移住・定住、空き家バンク、そういった一連の周知の御質問でございます。

議員御指摘していただきますように、周知の徹底というところでは現在不備があるという ふうに思っております。今年度、年度当初に固定資産税通知の中で、封筒の中に空き家バン クの周知というものをA4の1枚物で入れさせていただいたというのが今年度の新たな事業 であります。

あと、よくこのごろ、移住・定住の方がどういったことでその市町村のことをやっぱりお知りなのかといいましたら、この時代ですからホームページなどでごらんになると思います。このホームページにつきましても、従来から見せ方とかそういったことが、移住・定住、要は住みたいまちというようなつくり方ができていないというお話もあります。こちらのホームページにつきましては、今年度3月を目途に、現在新しい、笠置町役場のホームページから切り離しまして移住・定住に特化したホームページを現在つくっております。

つくった暁には、笠置町のホームページとリンクさせるような形で、今現在、地域おこし 企業人でございます誘客担当課長を中心に移住・定住の事業を進め、その中で新たにホーム ページのほうも新しくし、見やすくしていく。そういったことで、単なる今のような家の紹介だけではなく、住み方、働き方、また住める場所、そういったものを広く周知していきた いというふうに考えております。目途は、令和2年3月末を目途としております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 西君。

2番(西 昭夫君) 2番、西です。

ホームページの話が出たんですが、以前にも何回かホームページのことで質問させてもらったんですが、その都度見やすくする、取り組んでいく、徹底させるというふうな答弁をもらっているんですけれども、なかなかそれが進んだように見えないんで、今回その新しくできるところだけじゃなくて、本体の笠置のホームページもちゃんとやってもらいたいと思います。

それは、職員に負担になるとか人が少ないからなかなかそこが進まないというのはわからんではないんですけれども、やはり、じゃできへんからそれでええのかとはならないんで、その辺はちょっと各課の課長も部下にやっぱり徹底させて、更新等をしていってください。これはもうお願いです。

それで、次は過去の質問に対する進め方とか、現在どこまでいっているかお聞きします。 町営住宅の目的外使用についてお聞きします。

平成30年の第3回のときにも質問したんですが、町長が移住促進のためにも活用したい、 府・国と協議して、認められれば進めていけるというお言葉をもらったんですが、その後 4回にも似たような質問をしたときには取り組んでいくということやったんで、それはどこ まで進んでいるんでしょうか。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長(石川久仁洋君) 西議員の御質問にお答えしたいと思います。

空き家対策の中で、町営住宅の活用はという御質問でございますが、町営住宅につきましては、現在、耐震補強工事と浴室のバリアフリー化に取り組んでおるところでございます。

耐震補強工事につきましては、現在、有市住宅において工事を実施しております。浴室の バリアフリーにつきましても、年明けに今年度分の3つの実施を予定しております。

工事は計画的・継続的に進めてまいっております。一定の受け入れ環境というのが整って

きましたら、次の方向性というのに進んでいけるものではないかというふうに考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 西君。

2番(西 昭夫君) 2番、西です。

平成31年の1回の議会のときに町長の体制を整えて取り組む、事業が進むと確信しているという答弁をもらいましたが、それから約1年近くたつんですが、今建設課長からあったように、大体どのくらいでどのくらいの体制を整えていくか、まあ言うたら期限ですよね。どのぐらいを目標にしてはるかをお聞かせください。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長(石川久仁洋君) 西議員の御質問にお答えしたいと思います。

私の口から期限はいつまでですというのは、なかなか申し上げにくい点ではございます。 ただ、耐震補強というのは、今も繰り越し事業で、設計等、今現に住んでおられる中で耐震 補強工事をしていかなければならないということもございまして、繰り越ししての事業の実 施となってきております。そういった関係で、1年ずつずれてきている感もございます。今、 初めの1棟目を実施しているところでございます。

したがいまして、現に実施していこうと思いましたら、交付金の関係もございまして年に 1棟ずつということになってございます。有市住宅全でで6棟予定しているところでございますので、どのタイミングでというのは、4棟終わった時点になるのかどうか、それからまた、耐震を行った上でしかなかなかバリアフリーというのも進めていけないような状況もございまして、今回も耐震が終わってからバリアフリーに入るというような工事の流れもございますし、私の口からはいつが期限というのはなかなか申し上げにくいと思うんですが、そういった、工事を進めるに当たって、年間実施できる台数というのがどうしても限られてきていると。

浴室のほうも4箇所から3箇所というところで今進めている状況でございますので、そういったことを御理解いただきまして、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長(杉岡義信君) 西君。

2番(西 昭夫君) 2番、西です。

町長、どうですか、今の各課の答弁を聞いて。何か一言言ってもらえませんか。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 西議員の質問にお答えをさせていただきます。

以前から目的外使用についての考えを質問いただきました。今、町営住宅におきましても、 半数近い家が空き家になっている、そういう状況でございます。環境にも悪い。また、高齢 者の方が何か転倒でもされていたらなかなか発見できなかった、そういうこともございまし た。やはりそういうことを防いでいくためにも、また、移住者を迎え入れるためにも、そう いう目的外使用というのは進めていかなければならないと考えております。

今、担当の課長から答弁ございましたように、今住んでいただいている、そういう住宅におきまして耐震やバリアフリーの工事を順次やっていただいておるところでございます。また新たに入居していただく、そういうところにおきまして、順次それをクリアして、そういう制度を導入していきたい。そういうことにつきましては、また担当課とも綿密な、タイム的なスケジュールも組ませていただいて、またお示しをさせていただきたい、そのように思っております。

議長(杉岡義信君) 西君。

2番(西 昭夫君) 2番、西です。

ありがとうございます。

さっきの鍋-1とかの話にも出ていましたけれども、笠置町を知ってもらって興味を持ってもらう、その後に移住なり定住なりというのを促進していくというのはわかるんですが、結局、受け入れる家ですよね。それがないとなかなか、興味を持ってもらっても住んでもらえないというのが多分現実やと思うんですね。

やっぱりその辺は、予算の関係もたしかにあるんでしょうけれども、スピード感を持って やってもらわないと、言うている間に、あと何年でしたっけ、1,000人を切ってしまう わけですよね、笠置町は。それで、やはり人口が減るということは、町の疲弊度が多分増し ていくんやと思うんですね。一人一人の疲弊度というのが多分増していくと思うんです。そ こはやっぱりちゃんと考えて、スピード感を持ってやってもらいたいと思います。

次に、防災についてお聞きします。

前回、サテライトオフィスを避難所に指定できないかというのをお聞きしたんですが、そ の後どういうふうな進み方をしているでしょうか。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩崎久敏君) ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

今現在、サテライトオフィスの避難所指定に向けてと、あと、ほかにも変更となる法令等

もございますので、それを現在整理しております。それで、整理をさせていただいてから、 なるべく早く指定できるように努めてまいりたいと思っております。

議長(杉岡義信君) 西君。

2番(西 昭夫君) 2番、西です。

必要なものというのは大体出ているんですかね。どのぐらい必要で、予算がどのぐらいで、 それにかかる費用と、あと期限というのはわかりますか。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩崎久敏君) ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

避難所に指定するに際しましては、予算というものはかからないというふうに考えております。

あと、前回の議会のときにもお話しさせてもらったかと思いますが、防災行政無線の設置 をまた早急にしていきたいというふうに考えております。

議長(杉岡義信君) 西君。

2番(西 昭夫君) 2番、西です。

そうしたら、そんなに時間はかからないですよね。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩﨑久敏君) ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

指定する場合、防災会議というものを開かなければいけませんので、また整理した後、防 災会議の段取りをさせていただいて、その中で決めていただくというか、話し合っていただ くというふうに準備を進めておるところでございます。

議長(杉岡義信君) 西君。

2番(西 昭夫君) 2番、西です。

時間がかかるということでいいんですよね。笠置町で災害で避難するというのは、多くは 多分夏の台風の時期、増水時期やと思うんですけれども、例えばそのときに避難所指定が間 に合わなかったとしても、特例と言ったらあれやけれども、それでちょっとあけてみて、住 民の人に一旦避難してもらって意見を聞くというのも、今後のいろんな施策にはいい影響が 出るんじゃないかと思って、もしできるならそれを、間に合うのが一番いいんですけれども、 間に合わなかったらそういうのもちょっと考えてもらえますか。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩﨑久敏君) ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

それまでに間に合うように、防災会議等開かせていただいて決めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長(杉岡義信君) 西君。

2番(西 昭夫君) 2番、西です。

ありがとうございます。

前回のときに聞いたんですけれども、災害時における要支援者等の対応についてのマニュ アルがあるかどうかと聞いたときに、確認しますということやったんですけれども、どうで しょう。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩﨑久敏君) ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

マニュアルがあるかどうかということでしたが、マニュアルというものはございません。

議長(杉岡義信君) 西君。

2番(西 昭夫君) 2番、西です。

マニュアルはないというのは、多分そうやろうとは思っていたんですけれども、やっぱり 住民の人から、もし災害時に集会所等の避難所にそういう方が来られたときに、どういう対 応をしていいかわからへんから困るということやったんですね。

それで、いろいろ考えてみたら、要支援者等の人が集会所に避難するというのは、さすがにちょっと現実的には難しいと思います。つむぎテラス等、そういう会合できる場所とか、生楽さんのほうもそうなんですかね。生楽等に避難するというのもあるのであれば、そういう要支援者等の人がいる家庭に早目に避難するというのをやっぱりさっきも言ったように周知徹底してもらえれば、例えば消防団の負担が減ったりとかするとは思うんですね。

例えば、雨がじゃあじゃあ降りのときに、いざ避難したいといったときに、やっぱりいろんな人に負担がかかるんで、早目早目の避難というのを呼びかけて、その辺を周知徹底してもらえればありがたいと思います。

それで、次にいきますけれども、防災無線の屋外基地局について。

これ、僕もそんなに気にしたことはなかったんですけれども、町内に12局あるんですね。 それで、住民の方から使い方がわからへんとか、どう使うの、どことつながってんねやとか 聞かれたことがあったんですけれども、ちょっと僕、答えることができなかったんで、その 辺ちょっと説明してもらえますか。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩﨑久敏君) ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

西議員おっしゃるように、町内に12局、屋外子局ということでございます。

それで、支柱にスピーカーがついているということで、役場からの一斉通報で活用したり、 例えば毎日の時報、7時、12時、15時とかの時報が鳴るものでございます。

それで、その支柱にボックスがついておりまして、受話器がその中に入っているかと思う んですけれども、緊急時に屋外局と役場との無線通話に使うことができます。また、屋外局 を使いまして、その周辺の住民にそこから呼びかけるといった活用方法もできるふうになっ ております。

それから、屋外局の使い方なんですけれども、平成25年度なんですけれども、一度各区 に個別に使用方法などを説明させていただいたという経過がございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 西君。

2番(西 昭夫君) 2番、西です。

今の説明やと、例えば区長なり副区長なりが代表して使うというものではなくて、住民誰でも使えるという扱いでいいんですかね。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩﨑久敏君) ただいまの西議員の御質問にお答えさせてもらいます。

緊急時に使用するということですので、誰でもといいますか、使って構わないというふう に考えております。

議長(杉岡義信君) 西君。

2番(西 昭夫君) 2番、西です。

多分、住民の方の中にはというかほとんどの人が、そういう使い方ができるというのは多分知らん人が多いと思うんですけれども、そういう使い方の講習なり、案ですけれども、例えばいろんな訓練のときに合わせて住民を集めて、機器の点検等を兼ねて、そういう説明会などを開いてもらえるということはできるでしょうか。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩﨑久敏君) ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

どの場面がいいかというのはまた検討させていただくとして、当時の役員の方もかわって おられるということですので、一度実際に使っていただくという場は設けさせていただきた いなというふうに考えております。

議長(杉岡義信君) 西君。

2番(西 昭夫君) 2番、西です。

防災のことなんでできるだけ早く、その辺はよろしくお願いします。

最後の質問になるんですけれども、保育行政についてお伺いします。

さきの10月31日に行われた保育所保護者の意見交換会について、ちょっとお聞かせください。

議長(杉岡義信君) 保健福祉課担当課長。

保健福祉課担当課長(大西清隆君) 西議員の御質問にお答えさせていただきます。

10月31日に保育所で、保護者7世帯9名と保育士と行政で意見交換会を初めてさせていただきました。保護者の方がふだん負担に感じておられることですとか保育所行政に対する希望等、さまざまな御意見をいただきました。それで、その中でいろいろと気づかされることも多くあったという意見交換会でございました。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 西君。

2番(西 昭夫君) 2番、西です。

今までなかなかそういう機会がなかったように思われるんで、そういうことがなされたというのはかなり前進、前進という言い方はちょっと上からかもわからないですけれども、物すごくいいことやと思います。

それで、意見交換会なんで僕は参加はしていないんですけれども、これ、復命書をもらったんですけれども、これを見る限り、保護者からだけの意見が多いと思うんですけれども、うまく話し合えればみんな、保護者も子供のため、保育所も子供のため、行政も子供のためにやっているんで、保育所側とか行政側からも何か意見が出ていればなとは思ったんですけれども、ちょっと難しいかもわからないですけれども、これも、これで終わることはないですよね。これは、あといろいろ続けて、よりよい保育環境をつくるためにやっていけると思うんですけれども、その辺はまた……いいですか、いけますか。

議長(杉岡義信君) 保健福祉課担当課長。

保健福祉課担当課長(大西清隆君) 西議員の御質問にお答えさせていただきます。

いろいろ出てきた意見の中では、現状、保護者の方が望んでおられること全てできている かというとそうではないところが多々ございます。

それで、今後につきましても、保育所だけにとどまらず子育て環境全般ということで、子供に何が必要なのか、子供のことに対して何ができるのかということを継続的に、よりよい子育て環境づくりを進めていきたいと思っております。

今回の意見交換会のような形になるかはわかりませんけれども、子育てされている方、ま た保護者の方の意見を聞くような場は必要かと考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 西君。

2番(西 昭夫君) 2番、西です。

ありがとうございます。

ことしも、ことしというかこの前もタウンミーティングもあったし、今回のような意見交換会もあったんで、これからも町民と一緒にまちをつくっていくという思いでやっていってほしいと思います。以上で質問を終わります。

議長(杉岡義信君) これで西昭夫君の一般質問を終わります。

3番議員、向出健君の発言を許します。向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

質問の組み立ての都合上、少し順番を変えて質問させていただきます。

まず初めに、公用車の管理について質問させていただきます。

公用車の鍵の管理について、使用者本人が24時間保管をしている場合があるというふう に耳に入っていますけれども、こうした管理が実際行われているのかどうか、その点まず確 認をしたいと思います。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩崎久敏君) ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

私のほうから、一般的な管理ということで説明をさせていただきます。

公用車についてですが、管理については常時使用する課においてお願いをしております。

また、鍵についても同様で、各課で管理し、他の課の者が使用する場合は使用するたびに 鍵の受け渡しというものをさせていただいております。

また、公用車を利用した際には、公用車使用簿というのを書いていただいております。以上です。

議長(杉岡義信君) 向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

私、実際御本人が鍵を持った状態であるということもお聞きをした事例が実はありまして、 本当に徹底されているのかどうか、ちょっと確認をしているわけですけれども、そういった もし実態があるとすればやはり大変問題やということで質問させていただいているんですけ れども、そうした事例が本当にないかどうか、一応調査をもう一度願いたいというふうには 思います。

というのは、御本人が実際そのように言われているような話がありまして、使用のたびた び本当に報告されているのかどうかちょっと疑問を持ちましたので、その点はちょっと再度 お願いしたいんですけれども。

もう一つ、実際に公用車を利用されている方からお聞きをしたことがありまして、公用車の使用後について、車の状況がどうなっているか、車内や車体の点検などもされていない事例をお聞きしました。実際、公用車の左後ろ側がへこんでおりまして、御本人も気づいていない様子であり、そういうことが実際ありましたので、この点についてきちっと指導されているのかどうかお聞きをしたいと思います。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩﨑久敏君) ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

どの方のどの車のことをおっしゃっておられるのか私のほうでちょっとわかりかねますが、 一般的にはやっぱり管理のほうは各課でお願いしておりますので、その中で使用する際に車 両の点検をするようにというふうには言うております。

ただ、中ではできていないことの御指摘もありましたので、また総務のほうからきっちり そういったことをするようにというような通知等もさせていただいているところでございま す。

議長(杉岡義信君) 向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

今の件は、実際に直接御本人からお聞き、またお名前のほうは後で報告させていただきますけれども、この場では伏せさせていただきますけれども、実際にそれが必要だということを御理解されていなかった様子がありました。なので、もう一度きちっと対応していただきたいということで、後でまた具体的には報告をさせていただきたいと思います。

もう一点お聞きしたいことがありますが、公用車で、特に地域おこし協力隊が地域外に出る場合は出張扱いになるのかならないのか、ならないとしたらどういう場合は出張扱いになるのか、その点をお聞きしたいと思います。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

公用車での出張ということでございますが、地域おこし協力隊のお話になりましたので、

私のほうで答弁をさせていただきます。

地域おこし協力隊は、身分は一般職の非常勤職員ということで、当町の場合、地域おこし協力隊は3年間の任命で活動をしております。

活動の権限というものは、ある程度地域おこし協力隊の活動内容ということで裁量は協力 隊それぞれに任せておりますが、先ほども申しましたように一般職の非常勤職員ということ で、地方公務員の服務規程等を適用する活動でございますので、一定、誤解が生じるような 活動がありましたら、再度ガイドライン等を徹底して指導していきたいというふうに考えて おります。

公用車での町外への出張の場合につきましては、町の職員と同じように、公用車を用いた場合には旅費というものは発生してきません。ただ、一定の距離数とかに応じまして日当というものはつくように、そのようになっております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

個別のことについては、御本人の具体的なプライバシーのこともありますから、公用車のこととはいえこの場では具体的には取り上げませんけれども、少し管理に不備があるのではないかという事例も確認させていただいていますので、この点についてはしっかり対応を求めたいと思います。

次に、まちづくり、観光政策についてお伺いをさせていただきたいと思います。

先ほども鍋フェスタについての質問がありましたけれども、鍋フェスタについて確認、お聞きをしたいことがあります。

今回、先ほどの答弁でも、グランプリを決めていくということが原点だということで言われましたけれども、私自身は、グランプリを決めれば当然話題性もあり、そこからつながっていく、例えば再訪につなげていったり、さらに観光の方がまたいろいろお土産を買いに来たり、そういうふうなことにつながるということに一つの意義があるのではないかというふうに思います。

今回の優勝したお鍋を例えばお土産として持って帰れるとか、そうした工夫をされるべき なのではないでしょうかというふうに感じています。

このことと関連して、今回、私、鍋フェスタが終わってから、どこが優勝したのかをちょっと調べてみようとネットで調べてみたんですけれども、なかなか検索結果がニュースにも引っかからずに、笠やんのツイッターで初めて確認ができたということなんですが、今後い

ろいろ観光誘致とかそういうことにつなげていく、また、四季彩祭ということでほかのイベントともつなげていくという中で、やはり事前だけではなく、事前も弱かったと思うんですが、事後の発信もしていく。

そして、その発信する意味というのは、先ほど言いましたようにお土産をつくったり、その話題性を利用して観光につなげていくということだと思うんですね。この点について、どのように今後工夫していくのか。このイベントだけたくさん来られました、これでおしまいですではなくて、どのように今後の政策につなげていくのか、その点について答弁を求めたいと思います。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、鍋フェスタの中で、再訪を促すような施策、取り組みができないのか、また、事前 また事後の周知、そういったSNSの活用の御質問にお答えさせていただきます。

まず、鍋フェスタのことにつきましては、入賞したお鍋を御家庭の中で召し上がっていただけるような、そういった冷凍パック食材の製造などができればというふうには考えております。しかし、製造のコストやまた流通、またレシピの問題等がございますので、すぐこれがものになるかどうかというところは、今現在お答えすることができません。

また、今回に限らず過去の入賞の作品、そういったものが一堂にこの町内で食べられるような取り組みができれば、本当にいいことだというふうに考えております。

続きまして、SNS等を利用した情報の発信というところでございます。

先ほど来も議員の方からも御質問がありましたように、やはりこの時代、SNSをいかに使って発信して魅せて、また、このあふれた中で見ていただけるかというところが本当にポイントだというふうに考えております。

鍋-1の結果につきましては、なかなか見つけることができなかったということで、ことし鍋-1グランプリということで専用のサイトを立ち上げさせていただきました。しかし、そのサイトが笠置町のホームページとうまくリンクできていなかったり、また、鍋のサイトを立ち上げたばかりでなかなか検索エンジンにかかってこなかったりというところの結果、そちらのほうは大変反省をしております。

今後はこういったことがないように、できるだけSNSを使って新しい情報を発信できるような、そういったところに力を入れていきたいというふうに考えております。以上でござ

います。

議長(杉岡義信君) 向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

ここで情報の発信の弱さ、また改善等々あれこれ言っても、当然改善するという方向で考えていただくという答弁しか予想されませんのでもう細かく聞きませんけれども、ただ少し、何点かだけは指摘しておきたいと思います。

一つは、先ほどは事後の問題を言いましたけれども、事前の情報発信も弱かった、そういうふうに感じています。それで出店の方、なかなか人が、今回は大分訪れる方が少ないという中で、売り上げも当然落ちていくというふうな問題も起きています。ぜひ、事前、事後も含めて発信をしていく、そして発信するのは何のためか、どういう目的を持っているのか、そのことを意識していただきたいというふうに思います。

この点についてはこの辺で終わりますけれども、もう一つの問題点としてお聞きをしたいことがあります。

先ほども質問にありましたけれども、四季彩祭の実行委員会の進め方についてです。

先ほどもありましたが、実際どのような内容が話し合われているのか、どういう反省点があったのか。また、たくさんの方に訪れていただくために、例えばですけれども、委員の方には周りにも声をかけてこういうイベントがあるよという発信を依頼するとか、そういったことが大変弱くなっているんではないかと。

以前の議会でもこの問題を取り上げて、改善をしていく旨言われましたけれども、今回も 事前にどのような話があってという話も教えていただいていませんし、大変問題があるので はないかと思います。

それで、ぜひ、少なくとも今回については、内容の報告ですね。どういう問題点があったのか、どういう意見があってどういう改善をしてきたのか、そうした報告書というものを実行委員会の委員については少なくともお知らせするべきではないか、できれば住民の方にもお知らせをしてやっていくべきではないかというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

四季彩祭実行委員会の運営の仕方、また活動の内容、そういった御質問だと思っておりま

す。

四季彩祭実行委員会というものにつきましては、午前中副町長の答弁がありましたように、 今までのように各イベントごとに実行委員会を立ち上げ、そのイベントが終われば実行委員 会がまたなくなる、そしてまた別の実行委員会が立ち上がる、そういったぶつ切りじゃなく て1年間を通じたことで、前もって次の次の1年を通じたイベントの周知をする、そういっ たことが目的で四季彩祭というものが立ち上がりました。

もちろん、四季彩祭実行委員会の中には笠置町、商工会、観光笠置さんを初め、町内の各種団体の長の方に来ていただきまして、今回の鍋-1につきましては、イベントの、また立てつけのこと、そして運営、当日の流れ、そういったことを四季彩祭実行委員会の中で検討させていただきました。反省会というか実績の報告につきましては、年明けにさせていただきます。

そういった実行委員会の中で各種団体の長の方々に来ていただき、当日につきましては、 そこに所属していただいている方々に無理のない範囲で当日お世話になったことでございま す。

先ほど議員おっしゃいましたように、どのようなことが行われて結果どうだったのか、こういった報告書につきましてはきちんとまとめまして、当日の出席の方以外にも、当日参加していただいた方に目に見える形で、紙ベースになるかと思うんですが、お返しするように現在考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

鍋フェスの内容についてはさまざま細かい点がありまして、これまでもいろいろ工夫していく、改善をしていくと言われる中で、なかなか改善がされずに、結局はイベントが行われて、たくさんの人が訪れた。それがPRにはなるということはたびたびお聞きをしていますけれども、それで閉じてしまっているのが実態ではないかというふうに考えています。

もちろん、参加された業者の方との関係づくり等もありまして、PRだけだとは言いませんけれども、今はそこで閉じてしまっている、そういう中身になっているんではないかというふうに思います。

先ほども話にありましたけれども、各地元の方がやっているところにどうやってお客さん を運んでくるか。当然、食べ物事業ですから、おなかがいっぱいになってしまえばなかなか とどまる動機がない。なので、ほかの地元の方が何か物を売るとしても、別の物を売ったり、 工夫が要ると思います。また、鍋の出し方も、同じ量ではなくて、例えば少しずつお試しで 食べられるような形に工夫をするとか、いろんな形の工夫をもっとできるんではないかとい うふうに考えています。

そうしたさまざまな工夫を本当に言葉だけではなくて具体的に実行して、そしてつなげて いく、そういう姿勢を示していただきたいと思います。

鍋フェスタについてはこのぐらいで終わりたいと思いますけれども、ぜひ具体化を図っていただきたい。そして、四季彩祭実行委員会についても、報告書だけでなく、各団体の組織の代表だけでなく、以前の形に戻せないのか。それがいいのか悪いのかがもちろんありますから検討いただければいいんですけれども、やはり皆さんの中で情報共有をしていくということも大事ですから、あわせて求めたいと思います。

次に、河川のオープン化について質問させていただきます。

以前たまたま、お一人だけですけれどもキャンプ場を利用されている方から、グランピングなどのこれまでとは違った形でキャンプ場が変化してしまって、気軽に使えないようになると、やっぱりほかに移動しようかと考えているということを言われている方もいました。この河川のオープン化について、やっぱりそうした実際の利用者の声をつかむことも大事ではないかというふうに思っています。

キャンプ場の利用者の方の声というものはどのようにつかんでおられるのか、お聞きをしたいと思います。

議長(杉岡義信君) 副町長。

副町長(青柳良明君) ただいまの向出議員の御質問でございますが、キャンプ場の利用者、いろんな方に来ていただいております。非常に自然な形で使えるということについて、大変好評であると同時に、やはりトイレの問題であるとか、またそういうごみの処理の問題であるとか、課題でありますとか、さまざまなニーズもお聞きしているというのが実態でございます。

平成31年2月、笠置町商工会のほうでアンケート調査をされました。そういった報告書も出ておりまして、この中でキャンプ場利用者のお声も聞かせていただいております。当然、それだけではないんでございますけれども、これからオープン化を進めていく中で、どういうキャンプ場が笠置町にとってまちづくり、あるいは地域の活性化に寄与できるのか、そういう観点を忘れないようにぜひ進めていきたい。

単にグランピングすればよいということではないというふうに考えております。それをや

るために河川のオープン化をするということじゃございません。利用者にとって、そのニーズにお応えできるよりよい環境の整備、そしてまた、地元の商工業者の方々がせっかく年間7万5,000人来でおられるキャンプ場のお客様を相手にどういったビジネス、あるいは取り組みが可能なのか、そういったことを考えていただく大きなチャンスであるということを忘れずに、オープン化については国、そして京都府とも連携させていただきながら取り組みを進めさせていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

ぜひ、オープン化したのに逆に利用者が減るということがないように十分配慮されながら、 これまでと違った取り組みを進めていただきたいと思います。

その方お一人だけの声ですけれども、私、大変気になりましたので上げさせていただきました。本当に、ただオープン化をして商売を広げればそれで万々歳という考えではなくて、 ぜひ配慮いただきたいというふうに思います。

次に、観光政策全般についてお聞きをしたいと思います。

町としても、年間約30万人の観光客の方が訪れているということで、観光政策は目玉であるとたびたび答弁をされています。特に、それだけのお客さんが来ているにもかかわらず、お金を使うところがなかなかない、経済が潤う、循環していく仕組みがつくれていないとずっと言われてきました。

今後、河川のオープン化と、キャンプ場の利用と一体のいこいの館の運営もしていくという中で、具体的にどのような今仕組みづくりや流れ、そういうものを考えておられるのか、 答弁を求めたいと思います。

議長(杉岡義信君) 副町長。

副町長(青柳良明君) 当町の観光政策についてでございます。

私も観光の政策、つまり役場が主導となって観光行政、観光政策をどう組み立てていくのかというのが大変大きな課題である、特にこの町にとって非常に、もう一度その原点に返らなければ、なかなか笠置町にとって観光振興とは何かということに気づきにくい状況にあるのではないかなというのが思いとしてございます。

特に、これまではイベントをやれば観光なんだと、お客さんが来れば観光なんだと、あるいはキャンプ場がそうなんだ、いこいの館にお客さんが来ればいいんだということで、単に人が集まっていくさまざまな状況をつくっていければ、それで年間25万人、30万人達成、

観光オーケー、消費額お1人当たり3,000円程度ということで、それが全てであったような気がいたします。ただ、それでどの方向へ向かうのかということが一向に明らかにならなかったというのも大きな反省点でございます。

今後、観光がどちらへ向かうのかというのは、今、ちょうど総合計画の中で、観光という 分野に関しても御意見をお聞かせいただきながらやっていかなければならないというところ なので、詳しくこれが全てであるということを私の口からは申し上げることはできないんで ございますが、少なくとも言えることは、まず3点ほどございます。

1つは体制づくりという、受け皿であったり推進体制といったようなものをもう一度オール笠置の視点でやりませんかということです。特に、観光協会的な役割を果たす民間の担い手というのが決定的に不足している。そして、行政と両輪になってそこを動かしていけるようになれば状況は変わるだろうと。その担い手にどういうふうになっていただけるところが可能性としてあるのか。商工会、あるいは観光笠置さんとも、ここは戦略的な対応をしていかなければならない、そのように考えております。

2つ目は、広域観光の視点を持たなければ、単に笠置町単独で事が成るということではないと。さらに、その広域観光という視点は、2025年、大阪万博が来るぞということも十分視野に入れて、それで、この近辺に例えばホテルが建っていく、交通インフラが整備されるという視点、そういったところを踏まえながら、笠置町のポジショニングの中で、何をもって打って出るのかという戦略が必要であります。京都府とも連携させていただきながら、ここは進めさせていただきたいと思っております。

そして最後、先ほどから議論になっております施設的な面、観光資源的な面というのをもっとブラッシュアップしなければならないでしょうと。そこに目が行くようにやらなければだめでしょうということで、まだまだ笠置の観光資源というのは、発掘していけばすごくすばらしいところがあるやに聞いております。

特に先般、東部の地区の懇談会の中で、トンネルから向こう側というのが観光的に置き去りにされているよという御指摘をいただきました。確かに東部でこういう観光資源があるよと、例えば横川から童仙房に抜ける、その桜がきれいで、そちらのほうの観光というのをもっと何とかできないかとか、あるいは國津神社、そして飛鳥路の方面へ行けば布目川もあったりとかいう、その方面のやはり観光といったようなものにどう光が当てられるのかというところ、すごく観光資源として、あるいは地域活性化の資源として、住民の方々にこれがあるよと言うていただきながら、これまでそこに視点が当てられずに磨きをかけられなかった

というところも大きな反省でございます。

各地区それぞれ回らせていただければ、それぞれ観光資源、あるいは地域活性化の資源として光っていけるものがある。まさに観光というのは、この字の字源をたどりますと国の光を見るということでございますので、地域が大切にされている光が見えるように、笠置町の観光振興というのは地域資源由来の、起点のものにしていくということが今後求められてくるんじゃないかなと、そのように考えております。

今後、総合計画の中でもより具体的にそういった観点で、施策としてこういったものをやっていこうというふうに皆様方の御意見をいただきながら、関係団体と協力できる体制づくりも含めて取り組んでいきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 今、副町長のほうから具体的な3点について答弁をしていただきました。 私、今感じていること、町内で感じていることを少し述べさせていただきたいと思っております。

今、町内でわいわいがやがやが起こってきています。私は、これはすばらしいことだと思っております。拠点、拠点でまちづくりやとか起業やとかアウトドアや、またジビエやいろんな話題について話が交わされております。町内だけの方ではなくて、そのことに興味がある町外の方も交えて盛り上がっております。もう全てはわいわいがやがやから始まると私は確信しております。どのように展開されていくのか大いに期待をしておりますし、町といたしましても応援をしていきたい、そのように考えております。

議長(杉岡義信君) 向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

もう少し具体的な答弁を期待していたわけですけれども、例えばですけれども、ジビエの関係で今こういうぐらいの供給量が確保できそうなので進めていますとか、そういうもう少し具体的な話までいっているのかなとちょっと期待をしたんですが、なかなか答弁が得られそうにないのでこの点はとりあえずおきますけれども、やはりもうそういう段階ではないと思うんですね。一般論として体制づくり、仕組みづくりというところから、もっともっと進んでいないとだめなんではないかと。そういう具体的に出ている話も、こういう感じになっていますというところまで踏み込んでいかないと進んでいかないんじゃないかというふうに感じます。

先ほど担い手づくり等々の話もありましたし、答弁のほうでも観光のこういうことがある

よということでお話を聞いたということも言われています。

それで、直接名称は上げていませんでしたが、例えばまちづくり会社というのは、私、設立当時、以前のときに、まさに住民が主体の担い手として、まちづくりの担い手として、そういう組織として、担い手を育てるためにやろうという目的でつくられたんではないかなというふうに思っていました。ところが、今実際には、全てとは言いませんけれども、実際には行政の下請機関のようになってきてしまっているのではないかと。この1点を見ても、本当に住民が主人公で、その声がきっちりと活かされる中身になっているのか、本当に疑問を持つところがあります。

一方で、住民の懇談会ということで取り組みをされていることは評価しますけれども、この点、どうなんでしょうか。逆行しているんじゃないかと。まちづくり会社を一つとればですけれどもね。そういうことが気になるんですが、そういう主体づくりについては、今後本当にどのようにしていくおつもりなのか、もちろん町だけが主導する問題ではありませんが、お聞きをしたいと思います。

議長(杉岡義信君) 副町長。

副町長(青柳良明君) ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

前半、私が申し上げましたところというのは、実は笠置の観光の中で欠落している部分なんです。そこをやっぱり両面で支えていかないと、何ぼ、例えばジビエの取り組みがあるとかさまざまな観光の事業者さんが来ても、永続してやっていただける環境にはならないんですね。受け皿、受け皿とよく言われるんですけれども、まさにそのとおりなんです。その意味では、後進国だというふうに私は理解をしております。観光先進的な地域と言えるのかというと、これはペケです。

そういった担い手の一つとして、まちづくり会社といったものに大きな期待を寄せていきたい。ここはもう民間の方々の知恵を集めていけるやはり場所でございます。行政がああせい、こうせいと言って動くわけではございませんし、今、体制を、まちの方々に入っていただきながら、新しい笠置の活性化に向けていろんな事業を組み立てていこうというまさに段階でございます。

まちづくり会社をどう使うかについては、関係者だけのものじゃございません。そういう 地区の懇談会等でもまちづくり会社が見えない、わからないというお声も多分出てくれば、 それはそういうふうな方々にとって大事、あるいは関心を持っていただけるところだという ふうに思っていますので、ぜひお誘いもさせていただき、お声がけもさせていただいて、参 加いただけるような体制に持っていっていただけるよう、まちづくり会社にもお話はさせて いただきたいと思っております。

まちづくり会社はまだ発足して3年、その間紆余曲折もありました。会社として、株式会社として基本的な整理をしていかなければならないということもたくさんあったと理解をしております。そんな中で、ようやく株式会社として再スタートを切っていこうということでございますので、ぜひこういうことがまちづくり会社で可能ではないか、こんなことをさせたらどうかということを投げかけていただけるようお願いをしたいというふうに思っております。

先ほど向出議員のほうからより具体的にというふうにおっしゃいましたけれども、それ以前に、やはりそこへたどり着いてもそれを支えることができない、応援することができない、継続させていくことが困難だという状況を何とか打破したいというのが行政の大きな役割であると認識しておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(杉岡義信君) 向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

なかなかそこまでの具体的なところまで踏み出していないのかなというところで、私がちょっと求めたい、期待している答弁はなかなか引き出せそうにないので、最後ちょっと何点かだけ指摘して、ぜひ御考慮いただきたいんですが、一つは、観光業が雇用創出というものとどのようにつながっていくのか、本当に観光業として雇用を生み出していけるのか、この視点が一つ大事だというふうに思っています。

それから、観光業でもし潤いがあったとして、利益を上げましたとなったときに、そのお金をどうやって住民の方に、例えば福祉サービスの向上という形なのか、何らかの形で還元をしていくということも意識的に一つの視点として置いていただきたいというふうに思います。そうすることによって、観光が潤うことが住民の福祉の向上につながったり雇用が生まれるということで、目に見えやすい形になるというふうに考えています。

今ここで具体的な答弁は期待できないと思いますので、この点は指摘だけに終わりますが、 どうぞ考えていただきたいというふうに思います。

それでは、相談の対応について、質問を変えてさせていただきたいと思います。

本来ならば議会で取り上げるような内容ではないんですが、たびたび繰り返されています ので今回は取り上げさせていただきたいと思いますが、この間、町長と面談の約束をさせて いただきまして、たびたび御相談させていただいています。 そのたびに、町長は連絡をするというお約束をいただいても、なかなか連絡をしていただけない。こちらが待っていてもなかなか連絡がないのでこちらから連絡をとり、また面談のアポをとり、また返事をするからと約束をいただいて、そしてまた返事がないということがたびたび、全く返事がなかったとは言いませんけれども、ほとんどの場合で返事がなくて、そういうことが繰り返されています。

さまざまなことの改善を指摘してもなかなか改善いただけないですが、少なくともそれは 信頼をするための入り口の一歩だと思うんですね。この点はもう本当に改善をいただきたい と。多々過去からそういうことが繰り返されていると。自分から返事をすると、1週間後と か期限を切った場合は、少なくともその期限をきっちり守る。連絡ができない理由があれば、 連絡をいただいて、返事は待ってほしいということを一報入れていただければいいので、ま ず一歩の改善として、本来、議会で取り上げるような内容ではないとは思いますが、この点、 議会の場で約束をいただきたいと思います。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 私の至らなさでこういう質問をいただくということについては、すごく 私なりに残念だと思っております。

私の基本的な立場におきましては、やはりどなたであろうと、どんな方であろうと、面談を希望される方につきましては、拒むことは今までしたことはありませんし、いろんな方の御意見をお聞きして、またそれを何かにつなげていきたい、そういう思いで今までもしてきたつもりでございます。

今、向出議員から今指摘をしていただきましたこのことにつきましても、約束をほごにした、そういう気持ちは全く私は持っておりません。約束をしていたその日にどうしても避けられない公務が入ったり事情が発生したり、また調整がうまくいかなかったり、そういうことで延期をしていただいたり、そういうことはございました。また、先方のほうからも日を変えてほしい、そういうこともあったわけでございます。

そういう面談をする約束を破った、そういうことではなくて、事情もあって延期をしていただいた、そういうことはありましたけれども、決して今まで、面談の約束を破った、そういうことは私はしておりません。

議長(杉岡義信君) 向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

直近のことですが、今週中にある文をつくって、その次の週までに渡せるようにしたいと

言われた件がありましたが、私、それについて何の連絡もなく、期限を過ぎていましたし、 たまたまお会いしたときにその話を町長がされただけであり、約束を破っていないという認 識は違うのではないかというふうに思います。

また、実際に公務等外せない用事ができた、それはあると思うわけですね。その場合も、こういうことがあったから1週間と言ったけれども待っていただきたいという連絡をいただいていないわけですよ。わかりますか。これは認識の問題ではなくて、事実として、いついっまでに返事をします、公務が入って約束が守れそうにない、でも相手に連絡を伝えなかった。伝えられなかったほうにとったら、約束を破ったのと同じなわけです。だから、まずその認識が違うわけですね。

しかも、その後にそのことを言われていないわけですよ。そのことがあって、そのまた期限を超えてからお話ししたときに、こうこうこうだからできませんでした、忙しいという話は聞いたことがあります。だけども、公務でこうだからとか、理由もないままのことも多々ありました。なので、認識がまず違うと思うんですね。

なぜこういうことを言うかというと、いろいろほかの点、本来なら中身の点について改善を求めたいんです、相談している内容について。多々問題がありましたから。だけれども、入り口のところで問題があり、たびたび繰り返されて、私も何度か議会で上げようと思いましたが、本来これはやっぱり町長との間のやりとりになるべくおさめて改善いただくものだということで考えていたわけです、ずっと。だけれども、余りにも繰り返されますから、これは公の場で認識もきちっと改めていただいて、約束いただきたいわけです。これが入り口だと思っているわけです。

なのにかかわらず、今も約束を破ったことはないと言い切りました。それは違うんじゃないかと。再度答弁を求めたいと思います。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 今、向出議員が指摘された件でも、正直、細かい話で、こういう場で議論するものでは私はないと思うんですけれども、そういう質問をいただいた以上答弁をさせていただきます。

そのことにつきましても、電話をさせていただいて、家にまでお伺いしたい、そこまで私 は電話で言わせていただきました。でも、先方さんも、議会もあることですので議会が終わ ってからでも構いませんと、そういう電話での返事をいただいています。

そういうことですから、私、何回も言いますけれども、そういう人の気持ちを完全にほご

にしたとか、そういう気持ちは全くございません。

議長(杉岡義信君) 向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

これ以上繰り返しても反省いただけないようですから、最後、指摘だけしたいと思いますが、ある相談者の方の御本人が、約束がないということで怒っておられるわけですよ。その上で、御本人からも聞きましたが、町長からちょっとお会いしたいという話があって、20日以降であるという話はもちろんお聞きをしています。だから、全く途切らせて、もう一切無視をしてという話をしているわけじゃないわけです。

個々のところの話で、期限を切ったりしていついつまでに返事と言っても、何の連絡もないまま放置をしていると。これはどうなんですかと、改めていただきたいと言っているわけです。その後もちゃんと対応、切ったことがあるとかいう話をしているわけじゃなくて、単純なことなわけですね。

要するに、返事をすると言えば返事をしていただきたいですし、1週間後に連絡すると言ったら1週間後のうちに連絡していただければいいんです。それだけのことなんです。理由があってできないと言えば、それも連絡いただいたらいいんです。それだけのことを言わせていただいているわけですよ。ところが、そういう態度ですので、とてもじゃないですけれども考えられない対応ですね。どのように考えておられるのか。過去から何度も繰り返されていますね。期限も何度も過ぎてやられているのに、まだいまだに反省をされていないと。それはどういう了見なんでしょうかね。もう一度聞きたいと思います。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 私の面談につきましては、総務財政課を通して日程を調整していただい ております。総務財政課のほうから、何日に誰が来られて面談を希望されております、そう いうことにつきましては、ほとんどそれをこなしてきたつもりでございます。

先ほども申しましたように、直前に公務が入ったり、また調整ができなかったり、個人的な事情が発生したり、そういうことにつきましては、申しわけないけれども延期をしてください、そういうことも必ず先方には申し上げてきたつもりでございます。そうでなければ、その日来られて、待ちぼうけを食わせていたということにつながると思います。そういうことは今までなかったはずでございます。

基本的には、何回も申し上げていますように、私は面談を希望される方につきましては必ず面談をさせていただいております。そういう姿勢でこれからも臨んでまいります。

議長(杉岡義信君) 向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

面談をほごにされたと言っているわけじゃないんですよ。面談の中で約束された、いついつまでに返事しますよと何度か言われたことがあります。期限をみずから切って。ところが、ないことがあったと言っているわけです。

それから、連絡しますよと、もちろん期限を切っていないものもありました。だけれども、 こちらから連絡をしますよと言われて待っていたけれども、しばらくないのでこちらから、 先ほども言いましたがまた面談のアポをとって、また同じ話をして、また連絡すると。待っ ているにもかかわらず、来ていないわけですね。そのことを言っているわけです。要するに、 面談を申し入れたのに断られ続けているとか、面談のその日に何の連絡もなくすっぽかされ たとか、そういうことを言っているわけじゃないんですね。

ここでこのやりとりをしてもらちがあかないようですので、また個別にやらせていただきますが、それについてはほかの件、ほかの方の相談でもありましたし、ほかの方も同じことがあったというふうに言われているわけですよ。それは直接その方が言われていましたから、それが事実かどうかはわかりませんが、私自身は少なくともその経験をお二人の相談の間の中ではしましたし、そういうことを繰り返されているんではないかとお聞きをしているわけです。

それで、しかし、今の答弁ではしていないと言い切りましたね。少なくとも私自身は経験していますよね。それでもそう言われるから言っているわけです。どうなんですかと。ほかはきっちりとしていて、私のときだけそうやっているのか、そこをじゃお聞きをしてもいいんですが、そうなのか、ほかの方にも同じような対応をされてきているのか、どうなんですか。

何度も何度も、もちろんミスや間違いはあると思うんですよ。なかなかこなせないことも あると。だけれども、そういうレベルではないんではないかとお聞きをしているわけですよ。 どうなんでしょうか。

単純なことなんですよ。いついつまでに返事しますと言っていただいたんだったら、そのとおりに連絡をいただければいいんです。御本人が言われたんですから。どうしても公務でできないなら、公務が入ったのでもう1週間待ってほしいとか、1カ月延ばしていただきたいとか、忙しいのでと言っていただければ別にそれは構わないんです。何の連絡もないから問題だと言っているわけですよ。そこを改めていただきたいと言っているだけなんですが、

改めていただけないわけですね。改めていただけないということでいいんですね。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 改めなければならない、そういう点がございましたら、当然、人として 改めていくべきだと思っております。考え方といいますか、そういうボタンのかけ違いみた いなものがあったか、そういうこともあると思うんですけれども、私は何度も言っています ように、全ての町民の方、全ての方にいつも胸襟を開いている、そういう立場でございます。 そういう立場はこれからもつないでいきたいと思っております。

向出君の発言の中で、ほかの方も言っておられると、そういうことも聞きました。それも すごく心外でございます。その点につきまして、私に対する名誉といいますか、何かその辺 も傷つけられている、そんな思いまで私は今しております。

議長(杉岡義信君) 向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

約束をしたことについて守っていただきたいといったときに、面談は応じています、これ はかみ合った答弁でしょうか。不誠実な答弁じゃないでしょうか。約束をしたから、そのと おりこれからは連絡をきちっとします、それだけでいいんではないでしょうか。なぜ関係の ない話をするんでしょうか。それ自体が不誠実な答弁じゃないんでしょうか。どういうつも りでそういう答弁をされるんでしょうか。

私は、先ほども言いましたけれども、本来は町長との間のやりとりでおさめたかった。改めていただきたかった。しかし、余りにも繰り返されますから、どうなっているのかと、改めていただきたいと、公の場でぜひ約束をいただきたいと、それだけのことなんですね。胸襟を開いてどんな方でも受け入れていますというのは、私が聞いていることではないんです。

あくまで話の中で、いついつまでに返事しますということで連絡がないことが多々ありましたから、そういうことを改めていただきたいと言っているだけなんです。ごくごく単純なことで、しかし、違う答弁をされるわけですね。それ自体が町長の態度としてどうなのかということを聞いているわけですね。

これ以上やっても切りがないようですから、ここでこの話を終わりますが、そうしました ら、最後に、職員の相談の対応についてお聞きをしたいと思います。

私がかかわった案件の中では、できない理由をよく述べられるという事例がありました。 こうこうこうだからできません、それについてはこうこうこうだからできませんということ が多くありました。 それで、そういう対応じゃなくて、例えばこうされてはどうかとか、こういう方法がありますよとか、もちろん職員の方でそういう提案をしていただいた方もゼロではありませんが、やはりなかなかできない理由を言われることが多かったという中で、ぜひこういう対応ではなくて、やっぱり親身になって、方法やこういう形はどうかと、十分できない場合でもそういう提案型で対応していただきたいと、そういう形で進めていただきたいと思います。この点について答弁を求めます。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) すみません。先におわびを申し上げます。

私、答弁の中で、向出議員と呼ばなければならないのに向出君と言ってしまいました。こ こで訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

職員の中にも、その分野にすごくたけているところもありますし、ノウハウも十分知っている、そういう分野もございます。職員といたしまして、そういうノウハウを十分活かして住民の方に寄り添う、助言をしていく、そういうのが職員の立場だと私は考えております。

そういうことが十分されていないようでございましたら、周知徹底して、住民の方に優し く寄り添い、手助けをしていく、そのような職員像を生み出していくように私のほうからも また周知徹底をさせていただきます。

議長(杉岡義信君) 向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

ぜひ、できる限り問題解決に助力をいただくという形で対応いただきたいということを述べて、私の質問を終わらせていただきます。

議長(杉岡義信君) これで向出健君の一般質問を終わります。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午後 2時56分

再開 午後 3時05分

議長(杉岡義信君) 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。

4番議員、田中良三君の発言を許します。田中君。

4番(田中良三君) 4番、田中です。

9月議会でも聞きましたけれども、災害の浸水深について、淀川河川事務所が航空レーザーで測量された地盤高ですと答弁されましたが、その地盤高という説明と、それと、航空レ

ーザーで測量された振興会館、つむぎてらす以外にも公共施設はないんですか。振興会館3.8メーター、つむぎてらす1.7メーター。振興会館、つむぎてらすの水はどこに逃げて、その3.8メーター、1.7メーターというのは出てくるんですか。木津川があふれた状態で、振興会館の3.8メーターがあったら、白砂川へ逃げることはないですわね。そやのに、つむぎてらすが1.7メーターということは、どこかに逃げるところがあると考えてもいいんですか。

というのは、笠置町の南部の人が、あれの説明やったらどこへ逃げるかも全然説明がわからへんさかい、もう一回聞いてくれよと言われましてん。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩﨑久敏君) ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

9月の定例会のときにも御説明させていただいたように、まず、地盤高のことですけれども、地盤高といいますのは土地の高さということでございます。

それから、淀川河川事務所のほうが実施された淀川水災害に強い地域づくり推進業務の一環で、まるごとまちごとハザードマップの新設ということで、笠置町においては笠置町の産業振興会館とつむぎてらすにおいて想定の浸水深ということで、議員おっしゃったとおり、産業振興会館が3.8メーター、それからつむぎてらすが1.7メーターということで新設されたものでございます。

設定は、まず、議員おっしゃったように航空レーザーでそれぞれの土地の情報を細かく取得されまして、それから設定当時の最大規模の雨の量ということで、枚方上流域で24時間で360ミリ降った場合どういうふうになるかというシミュレーションをされた場合に、産業振興会館が3.8メーター、それからつむぎてらす、川から水があふれるということですので、川に近いほうが浸水というか、浸水する高さは高いと。それから、つむぎてらすのほうは川から離れている、奥まっていきますので、だんだん低くなっていくというような説明がございまして、そのシミュレーションの中ではつむぎてらすは大体1.7メーターというふうに聞いております。

議長(杉岡義信君) 田中君。

4番(田中良三君) 4番、田中です。

今、そやけど、聞いたら何か意味が全然わからへんねんけれどもな。下手なこと言うたら、 測定根拠とかが全然出てけえへんから、向こうが言うてはる、淀川河川事務所が言うてはり ますぐらいやったら全然私らって意味を理解できへんのに、町民の人らも理解できへんと思 うんですよ。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩崎久敏君) ただいまの田中議員の御質問にお答えさせてもらいます。

私の回答がわかりにくいということで申しわけございません。一応、今回のそういったものは、浸水想定区域策定マニュアル第4版というものに基づき策定されたものでございまして、要するに枚方上流域で24時間に360ミリ雨が降った場合を想定した場合、水が木津川から氾濫した場合、越水してきた場合に、産業振興会館であれば3.8メーター、それから、川から一定奥まったところにありますつむぎてらすでは1.7メーターぐらい浸水するというふうなシミュレーションによって出された数字だというふうに聞いております。

議長(杉岡義信君) 田中君。

4番(田中良三君) 4番、田中です。

今言うてもろうたんでも、ほんま測定根拠を何も言うてくれへんかって、ただ淀川河川事務所が言いましたでは私ら全然理解できないんですよ。もうこれ、もしあかんかったら、淀川河川事務所から何でそうなるかという説明書でも何かもろうてもらわんと、私らこんなん絶対納得できないですよ。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩﨑久敏君) ただいまの田中議員の御質問にお答えさせてもらいます。

議員おっしゃっていただいたように、また淀川河川事務所から詳細な資料等こちらにいただきたいというふうに、そしてまた改めて説明させていただきたいなというふうに考えております。

議長(杉岡義信君) 田中君。

4番(田中良三君) 4番、田中です。

この航空レーザーで撮った公共施設とは、振興会館とつむぎてらすだけですか、笠置町で。 議長 (杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩﨑久敏君) ただいまの田中議員の御質問にお答えします。

航空レーザーで撮られたデータというのはそこだけではなく、ほかも撮られているという ふうに聞いております。

議長(杉岡義信君) 田中君。

4番(田中良三君) 4番、田中です。

もう次の所有者不明の土地についてお尋ねします。

所有者不明の土地は、宅地、農地、山林を含んでいますね。ニュース等では宅地がメーンになっておると思うんですよ。笠置町に所有者不明の土地はありますか。ある場合は、わかれば件数もお願いできますか。

議長(杉岡義信君) 税住民課長事務取扱。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱(前田早知子君) すみません、失礼いたします。 田中議員の質問にお答えさせていただきます。

先日ニュースでありましたように、12月12日に税制大綱が出まして、その中で所有者 不明の土地につきまして、今後の対応等が出ていたかと思います。

笠置町にも所有者不明土地というのはございます。近年、相続放棄というものが出てきております。また、相続される方がいらっしゃらないような相続人の不明な土地というのもありまして、合計で、今うちのほうで把握しているのは8件あるという状況でございます。

今回の税制改正の大綱で、その所有者不明土地に対しまして、令和2年4月以降は現在の 現所有者ですね。登記がされていなくても現所有者に課税されるというものです。

笠置町では、登記されているというか現所有者の方が亡くなられた場合は、相続人代表者というものの指定届を送付させていただいて、ほとんどの方が、登記されていなくても納税に関してはその代表者の方に納税通知を送らせていただいております。その中でも8件がまだわからないというような状況というか、相続放棄があったりという状況でございます。

それで、令和3年度以降になるんですけれども、これについては、使用者の方に課税されるような状況の税制改正が行われるということになります。令和2年4月以降のものについては、現の所有者さんに申告していただくという、今の所有者ですと、登記ができなくても所有者ですということを申告いただくという手続になるかと思います。これについては、町の条例のほうの改正も必要になってきますので、また次期の議会か専決させていただくか、まだ国のほうから何の通知もございませんので、そういう対応をさせていただくということになります。以上です。

議長(杉岡義信君) 田中君。

4番(田中良三君) 4番、田中です。

相続放棄されたときは、最終的にはどうなるんですか。

議長(杉岡義信君) 税住民課長事務取扱。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱(前田早知子君) すみません。田中議員の御質問の相続放棄ですけれども、最終的には国のものになります。相続放棄も裁判所なりに申請し

ていただいてからということですので、まだその手続の途中というような案件もございますが、最終的にはそのような形になります。以上です。

議長(杉岡義信君) 田中君。

4番(田中良三君) 課長が説明してくれはりましたけれども、10年間の期間を置いて、使用者の土地のあれが出てきいひん場合は10年間の期間を置くって、これ、確定で決まっているんじゃないんですか。

議長(杉岡義信君) 税住民課長事務取扱。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。すみません、田中議員の今の御質問ですけれども、今こちらの手元に届いているもので見ますと、まだ 10年間というところでは通知はございません。使用者というか、まずは令和2年4月以降 に所有者を特定する。それから、その後、先ほど相続人が不明やという土地もありますというお話をさせていただきましたが、それについては一定の調査、例えば住民基本台帳であったり戸籍であったり、相続していただけるような方がいらっしゃらないかという調査を進めていく必要があります。

それでも見つからなくて、使用者がいらっしゃる場合は、令和3年度以降の固定資産税について、使用者さんに納税いただくというような措置になってくるような法令となっております。以上です。

議長(杉岡義信君) 田中君。

4番(田中良三君) 4番、田中です。

この質問はまた勉強させてもろうて、また改めてやらせてもらいます。

最後に、町長にお聞きします。

3月の町長選で、町民の話題で、町長の選挙の対応について、進退問題についてというの をよく聞くんですけれども、どうですか。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 熟慮させていただいております。

議長(杉岡義信君) これで田中良三君の一般質問を終わります。

5番議員、大倉博君の発言を許します。大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

私は、通告に従って2点、総合計画と定住自立圏について質問いたします。

ことしの4月から10年に向けて、各地域を今回、町長以下町職員等が回られて、意見を

聞く会を持たれたと思うんですけれども、私も最後行きましたけれども、その中で、町民の 方の意見、これはたまたまいいんですけれども、やはり今回こういったことがやられたのは 初めてではないかと、町長になってからね。だから、いろんな若い職員もたくさんおられて、 地域住民の方はどういう考え方を持っておられるとか、いろんな参考にはなったと思うんで すよ。そういった意味ではいいというか、いいと思うんですけれども。

それで、町長、町民の方の意見は、各地域でいろんな意見もあったと思うんですけれども、 町長はどのような印象を持たれたんですか、今回。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 各地区を回らせていただきまして、懇談会を実施させていただきました。 初めてのことでありまして、運営面について多々御迷惑をおかけいたしました。それにもか かわらずいろんな御意見をいただきましたことに、深く感謝をしております。

第4次総計の作成に当たりまして、やっぱりこれからの10年は私たちが今まで経験をしたことのない事象が起こってまいります。そういうことに対処して、持続可能なまちづくりを進めていくには、行政と町民が一体となって取り組んでいかなければなりません。いろんな御意見を聞かせていただき、みんなで総合計画をつくり上げましょう、そういう思いで各地区を回らせていただきました。

印象はどうであったのかと問われますと、私はすごくよかった、勉強になったというのが 率直な思いでございます。

特に感じましたのは、安心・安全なまちづくりというのを特に心配されておる声がたくさんあったというのが私の実感でございます。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

今、町長が回って、やはり地区で安心・安全なまちづくりとおっしゃったけれども、これは一つに、私が前から言っているように、狭川から奈良へ出る、LED電球とか、笠置町にもそういったことをつけてほしいと要望はしていたんですよ。その辺はどうなんですか。

といいますのは、これは痴漢対策とか、それは今どうか知りませんけれども、今はイノシシとか、夜は鹿とかが出るんですよ。相当、夜、車を運転して、暗がりでぶつかると。実際に東部へ行くところで、新聞配達の人が単車でこけられてけがされたこともあるんですよ。だから、そういったこともあるかもわからん。これは和東ですけれども、新聞配達、かわられたけれどもお聞きしたら、和東でやっぱりそういうことかどうかわかりませんけれども、

配達された方が亡くなられたと、自転車でね。どこか谷へ落ちられた。

その関係かどうかわかりませんよ。イノシシかどうか知りませんけれども、やはりそういう、まず安心・安全なまちづくりを、私は以前から言っているんですけれども、全然返事がないんですよ、やろうという。本当に狭川から打滝川上ってみなさいよ、明るいの。イノシシとか鹿ですともうすぐに対応ができますよ、車を運転していても。だから、そういった意味でも、明るいまちづくりにしやなあかんというのが安心・安全。その辺はもう答弁は要りませんけれども、そういったこともいずれやってというかね。

そして、先ほど町長もこれからの10年間は厳しいとおっしゃったけれども、確かに日本国の人口の生まれる方が平成30年は91万人だったそうなんです。ことし、令和に入ってから87万人を切れるという、これは国の予測より2年早いという報道発表もなされていました。翻って、笠置町の人口、これは10年前の人口構造、ちょっと寸胴的なね。ところが、この前の、先ほどの資料じゃないですけれども、逆ピラミッドですね。町長、資料持っていますか。逆ピラミッド。

笠置町の人口が今、この前の総合計画では、平成28年の3月では1,500人と書いています。もう既に今割って、1,200人台ですね。そういう人口、急速に削減というか減っていくというか、大変な、これは日本全国ですよ。笠置町だけじゃなくて。だから、今度の新しい総合計画の予定の人口の構造を見せてもらったら、本当に逆ピラミッドで、2030年には1,000人を割るとなっていますね、数字が。たしか九百何人とかに、見てください、なっております。

それよりも、今見ましたら、国自体がそういうふうに早くなっているということは、笠置町も早くなるんじゃないか。その人口減少と同時に、高齢化ですね。2025年問題がやはり笠置町でも全国と一緒で、あと5年したら後期高齢者、恐らく75歳以上が半分ぐらいになるの違いますかね。今、65歳以上で半分超えていますけれども、そういったことを考えた場合に、それともう一つは2点目のやつ、大事なんは、やっぱり財政面ですね。

平成27年の国勢調査によって地方交付税が配分されています。人口等によってその配分率が決まるらしいんですけれども、そうすると、この10年間の中で財政もがたっと落ちてくるんじゃないかという気がする。

そして、今国会でそういったことをやっていますけれども、今我々一番大事なんは、やは りゴルフ場利用税の関係ですね。最近ちょっと、まだ新聞にどうなっているか載っていませ んけれども、いっときは我々やっぱり5,000万円ぐらいあったんですよ。今 3,000万円ぐらいですね。そういうふうに、これがもし、なくなるかどうかわかりませんけれども、今わかりませんけれども、やはり大きなのは、人口減少とこの財政事情を考えた場合に、本当に笠置町の存続というか、本当に厳しい状況になってくるんじゃないかと思うんです。だから、この4次総合計画には本当に大変な、厳しい現実が待っていると思うんですけれども、そういったことを踏まえて今後やってもらいたいと思います。

そして、この3次総合計画は、あと令和3年、平成33年3月まで、あと少しになりましたけれども、その総合計画の中で、推進に向かって成果があったのか、胸を張ったと言えるのが、やはり事業があったのか、町長、どうですか。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 第3次笠置町総合計画の取り組みの主な成果といたしましては、道路の インフラ整備、児童福祉、学校教育の充実、医療・介護サービスの提供体制の整備、防災に かかわる情報提供、効率的な行財政運営等については、一定の成果があったと考えておりま す。

道路のインフラ整備におきましては、町道笠置山線が本年11月に供用を開始したところでございます。

児童福祉、学校教育の充実については、まず学習環境の整備としてコンピューターネット ワークの整備やトイレを整備し、特色ある学校づくりとして木津川を活用したカヌー教室や 落語学習などの取り組みを進めてきたところでございます。

医療・介護サービスの提供体制の整備につきましては、町内唯一の医療機関がいこいの館付近に移転し、いこいの館内にあるデイサービスとつむぎてらす内にある地域包括支援センターの拠点化により、より連携したサービスを提供することが可能となりました。

防災面につきましては、防災行政無線のデジタル化とJアラートの整備により、情報提供 体制が強化されました。

効率的な行財政運営につきましては、公共施設の統廃合を進め、維持管理に係る経費を削減してきたところでございます。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

いろいろと並べられましたけれども、町道笠置山線は平成17年で、平成18年から工事をやられて、この計画にはもともと載っていないというか、載ってあるというか、17年からやっているわけですね。だから、これもやはりやっとできたというか、その間、もう言い

ませんけれども、5年間ちょっとブランクがあったんですけれども、やっとできたという感覚なんですけれども。

そういった形で、この10年間を振り返ると、例えば、先ほどから観光のことが出ていますけれども、例えば今は花火大会だけですね。当時は私の写真、カメラを持っていますけれども、SDカードが残っていますけれども、当時はまだ河原で、白砂川で子供の魚のつかみ大会、それから宝探し、そして、花火が終われば盆踊り、産業会館でもあったんですよ。だんだんそういうところが縮小というかなくなって、予算の関係とかいろいろ、人の都合とかあるんでしょうけれども、それで、先ほどいこいの館でも厳しい意見が午前中出ていました。本当に私もそうなんですけれども、本当に鍋をやる必要、価値があるのかとか、400万円のお金を使って、やめたらいいとか、究極的にね。そういった、誰のためのイベントということもおっしゃっていました。本当にそうだと思うんですよ。いずれこれがまた、笠置町が自然として、人口とかそれから予算の関係になったら、本当に自然と消滅する可能性もあると思うんですよ。これがやれるかどうか、本当にこの財政事情を考えた場合に私は、先ほど本当に厳しい意見が出ていましたけれども、私もそうだと思う。

そして、究極的には河原に、2年前に400万円、町から土を入れて、あそこはキャンプ場でしょう。前、9月議会でも言ったように。今度1,000万円も使うて笠置町に、町だけの予算と違いますけれども、そんな余裕が本当にどこにあるんかなと思って、私は心配するんですよ。

先ほど言ったように、平成27年から5年間で国の予算が、地方交付税がいずれまた見直しされて、恐らく減ると思いますよ。こういったことがいつまでできるかどうかというのは、そういった意味で、例えばこの総合計画の10年を振り返って、例えば私、ある人も言いますけれども、その地域の文化、例えば祭りとかそういったのが廃れたら、そこの地域はもうだめだということですね。例えば、古くは、私のカメラで昔撮ったことを、北笠置で布団太鼓があったんですよ。これ、今じゃ考えられないけれども、国道163号をかついで写真撮ったのが私、何ぼかあるんですよ。それは昭和30年後半ぐらいだと思う。

そして、我々南笠置でも、稚児行列って5年ほど前にあったんですよ。馬が2頭来てね。 子供さん乗せて。そう見渡しても、やっぱりなくなっている。地域でそういったことがなく なるということは、地域の固まりがなくなるということは町がだんだん消滅ということなん やけれども、言い方は悪いけれども、そういったことになってくるん違いますかね。

だから、そういった意味で言えば、この10年間を振り返っても、今言ったように花火も

しかり、そういった、古くは町民体育大会とか、覚えておられると思いますが正月のマラソン大会とか、いろいろあったのを覚えていますよ。そういったことが、人口減少とか財政とかでいろいろ下がってくるわけですね。だから、今後本当にこの10年間、この笠置町にとっては本当に、4次総合計画は大変重要なことだと思うんです。しっかりと計画を立ててやっていただきたいと思います。

そして、例えば、先ほども高度情報ネットワークの問題が出ていましたけれども、私も9月議会で、民間移行へ向けて、すぐにでも移行の方向とあったと。その後どのように進んでいるかとお聞きしようと思ったら、先ほど質問された方に、11月11日に業者の選定会をやられたということですね。だから、この9月にもらった資料の10ページのとおり、業者の選定委員会というのがやっぱりここにはあると書いてあるんですけれども、選定委員会に基づいてやられたんですか、その辺。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

高度情報ネットワークの関係で、9月に大変お世話になりました。今、スケジュールどおり一定の方向に進んでおりまして、11月に意見聴取会議ということで、選定委員さん、行政の職員でございましたが、によって2業者が提案し、その中でプロポーザル、意見聴取をし、決まったという過程でございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

それでは、この選定委員会の委員さんというのはどういった方がなられておるんですか。 固有名詞はいいですけれども、公だったらいいですけれども、何人おられて、どういったこ とがやられているんですか。

それと、決められて、契約に至って、12月には2社から1社ということを先ほど決定されたということなんですけれども、この選定の流れというとおりにやっぱりやられているんですかね、この10ページの。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

11月に選定委員会、その前に、10月11日に告示がありまして、その後意見書の提出

期間などを設けまして、本来、この事業は以前からお話しさせていただいていますように笠置町と南山城村共同で行う事業ということで、選定委員につきましては、南山城村、また私、行政の職員の中で選定委員会を開き、その中で業者の選定に当たったという流れでございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

それじゃ、その選定委員会の書類審査で、例えばここに財務諸表とか経営状態とか書いていますけれども、審査されたんですか。例えば、我々も言っていますけれども、指定管理をやる場合でもそういったことが必要なんですよ。そういったことはやられていますか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

資料の選定の中身でございますが、高度情報ネットワークの全体的な提案の流れ、また、 各業者の体力と申しますか、その財務の諸表ですね。そういった内容も全て提出していただ きまして、最終的に選定をさせていただいたという流れになっております。以上でございま す。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

それじゃ、この業者の方は、例えば笠置町とか村もしかり、先ほど言ったように人口が急激に減ってくるということで、本当に企業として成り立つということを考えておられるということはおっしゃっているんですか。その辺、どうなんですか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

提案していただいたということで、自社のエリアが拡大するということで、事業的に可能、 中でもやっていけるということで選定に応募されたというふうに理解しております。以上で ございます。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

それじゃ、この資料に基づくと、例えば10年以内に事業から撤退する場合は笠置町と協

議の上補助金を返還するとか、もし万が一この事業から撤退せざるを得ない場合は、移行先の業者の責任により別の信頼できる事業者に事業を引き継ぐ、将来にわたってサービスを停止させないようにすることとするとなっていますけれども、選定委員会を開いておいて、もしその業者がやめて、選定委員会を開かずに別の信頼できる業者に事業を引き継ぐって、こんなことできるんですか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

この業者との契約等はまだ行っておりませんので、今後その中身を詰めて、内容を決めさせていただきます。

先ほど議員おっしゃいましたのは、例えばこの事業者が撤退した場合に、この笠置町の中でテレビが見られなくなる、インターネットができなくなるということは、これは決してできませんので、仮にそういった場合があった場合は、適切に他の事業者のほうに引き継ぐという内容でございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

とりあえず、やはり町民の方に早く説明を、前にも言ったように、やはりテレビを見る場合コストアップなんですね。この資料ではそうなっていますね。住民負担がふえるわけですね。

以前も、この前の議会でも言ったように、これはインフラ整備で、水道と同じことと違うかと私は言っているんですよ。だから、本当に、これはもうやると決まったから、賛成多数になったからもう言いませんけれども、やはりインフラ整備という考えと同じことで、町の事業として継続しなければ、途中で本当に撤退になったらテレビが見られないというか、ネットができないとかそういう時代が、将来的にわかりませんけれども、水道がなくなるのと一緒ですよ。そういうことはあり得ないと思いますけれども。

その辺は危惧して、この質問に対してはもう終わりますけれども、そういったことも加味 してしっかりと対応してください。

次に、この過疎地域計画の中について、これは平成28年から平成32年度で、その中に、 総合計画をもとに、最小限の経費で最大の効果を上げて住みよいまちづくり形成を図らなければならないというのが書いてあるんですけれども、町長もそういう考えでいいんですか。 そういうふうにやってこられたんですか。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 第3次総合計画に計画されていた事業を過疎債に充当するために、この 過疎地域自立促進市町村計画に上げてきたものでございます。第3次総合計画の中でも、生 活道路の改良や教育環境の充実が上げられておりました。

先ほども申し上げましたけれども、特に小学校、中学校において校内LANの整備やトイレの改修、また、生活道路に関しましては笠置有市線改良工事、笠置山線改良工事に過疎債を充当し、最小限の経費で最大限の効果を上げてきたところでございます。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

次に、町長はおっしゃらなかったけれども、総合計画の中で笠置町史というのを書いていますね。町長、前に、いつだったか質問しましたけれども、平成29年9月議会か、町長に、時間と費用はかかるが町史を編さんする意味をしっかり捉え、やっていきたいと答弁をいただいているんですよ。全然やっておられないと思いますが、その間、和東町は総合資料館におられて定年になられた方を引き込んだというか、採用になって、一生懸命やられております。私はその方に本当に当時は来てほしいと思って、そこにいませんでしたけれども。やはりそういったことを規定されて町史をやってもらわなければ、前へ進まないんですよ。

当時やるとおっしゃったけれども、これはまだ29年9月議会ですよ。ここで答弁する場合は、真剣に答えてください。できませんでしたらできない。こういう曖昧な、先ほどの向出議員への答弁を聞いていても、曖昧な答弁はやめてください。だめだったらだめと言ってください。やはり期待を持ちますよ。この町史の編さんについて、どうですか。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 町史の編さんは必要なものと考えております。これまで取り組めなかったことにつきましてはおわびを申し上げたいと思います。

近隣でも、笠置町だけが作成されておらない状況でございます。笠置町のこれまでの文化、 伝統、風習、生活などをしっかり記しておき、次につなげていく必要がございます。第4次 総合計画の中でしっかり計画していくべき、そのように今は考えております。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 町長、そうじゃないんですよ。もう3次総合計画に載っているんですよ、 町史をやるというのが。3次総合計画に。御存じないですか。3次総合計画にちゃんと載っ ているんですよ。知りませんか。ちょっと待ってくださいね。3次総合計画に載っているんですよ。ちょっと今見るの、ページがちょっとわかりにくいけれども、ばーっと見たら間違いなしに載っていますよ。だから、私、前の町長のときにも質問したんですよ。できないから、これを見て質問しているんですよ。

また 4 次に入れるって、これ、10年前できたやつですよ。そこには既にもうちゃんと載っているから、私、前の町長のときにも質問しました。そして、町長にも先ほど言ったように質問しました。だから、そういったことを、先ほどやったことをいろいろ言われていましたけれども、一つ一つやってくださいよ。4 次ももちろん入れるのはというか、もう今からでもいいんですよ、予算。どうですか、町長。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 第3次総合計画の中におきましても、完成できたもの、まだ取り組みの途中のもの、また手がつかなかったもの、そういうものもあるかと思います。そういう中で、町史は手がつけられなかった、そういうものでございますが、先ほど申し上げましたように、町史は必要なものと考えております。そういう中で、第4次総合計画の中でしっかり位置づけていきたいと考えております。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

町長、総合計画の中に、51ページの一番下のほうにありますわ。そこに、文化財のデータベース化とともに公開展示、住民等の関心を高めるとともにとか、ええことを書いているんですよ。だから、これで質問したんですよ。だから、しっかりと、誰か先ほど絵に描いた餅という言葉があったけれどもそうじゃなしに、しっかりとこれに基づいてやるべきことはやってください。いいですか。その辺はもういいです。

それで、先ほど言ったように笠置町の人口も減っていきます。5年前に増田寛也さん、元総務省が、2040年には地方自治体の半数が地方消滅と公表され、笠置町も2040年には693人になっています。人口構造の先ほど言ったように逆ピラミッドが描かれております。3次計画より急速にやっぱり人口が減っているわけですね。

この4次計画の最終年次には、人口が1,000人を割る。先ほど言いましたように、 2025年問題、団塊の世代がちょうど75歳。先ほど言ったように笠置町の人口は恐らく 75歳以上が半分になると思います。また大きな、本当にこういう逆ピラミッドになってく るんではないかと危惧するわけです。2030年には、ここでは九百十何人でしたか、笠置 町からいただいた資料では。そのようになっております。本当に大変、先ほどから移住計画 とかいろいろありますけれども、日本全国の人口がもう減っていくのに、そういったものは なかなか難しい問題なんですよ。

これは誰にとってもなかなか難しい問題ですけれども、この4次計画はそういったことに基づいて、人口減少と財政に基づいて本当に的確に、例えば5年間スパンを考えて10年を考えるというスパン、先ほど言いましたこの過疎債なんかはやっぱりしっかりと5年計画ですね。だから、こういったふうに中に踏み込んでいって、できれば5年、今は10年ってもう長いですよ。5年スパンの考えで捉えてやっていただきたいと思います。これは私の要望ですから、答弁いただくんやったらいただいたら結構ですけれども、どうですか。

議長(杉岡義信君) 副町長。

副町長(青柳良明君) 大倉議員の御指摘でございます。

まさに縮小社会といいますか、日本全体が縮小していく中で、ひとり笠置町だけが拡大していくということは考えられません。人口ビジョンでも示されておりますように、今後、2030年には1,000人を割る、900人台になるという見込み。5年後においても1,200人台というふうに見えてきております。

これに向かって、量的な状況が縮小していく中で、当然やれるべきことというのも限られてきます。組織、体制、そして住民の方々の生活全般に大きな影響が多分出てくるだろうと思っております。これは笠置町だけで何とかできるという問題ではございません。京都府においても次の総合計画の中で、こういう人口の減少、少子化問題、子育て環境といったものを前面に掲げていただいて取り組まれております。

そういったことも踏まえて、やはり国への要望活動、町村会のほうから「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」の早期制定に関する要望も出されておりますので、そういった取り組みをてこに、次の総合計画の中で人口減少社会に対応できる、そういう施策づくりに頑張ってまいりたいと思っております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

最後のほうで副町長がおっしゃった地域人口の要望ですね。この中にも、既に地域協力隊とか地域おこし企業人とか入っていますね。笠置町は先取りしてやっていますけれども、法律ができるまでに。あと何があるのか知らんけれども、法案ができるかわかりませんけれども、本当に、笠置町の定員がたしか50人やったと思うんです。この前、たしかどなたか質

問されて、嘱託の方がそこに13人おられると。そういって地域おこし企業人とかおられて、 本当にごっちゃになっているというか、人数だけが物すごくふえている感じがするんですけ れども、しっかりと対応していただきたいと思います。

次に、定住自立圏の関係で、これは平成29年から平成33年度ということでやっておられるんですけれども、先日、10月に山添村が中に入られたということで新聞報道されていました。私もあそこで一番好きなのは神野山で、「神さん」の「野原」の「野」という山なんです。あそこは歴史と言ったらあれですけれども、鹿島神宮から春日さんに来る途中の中継点やった。それで「神さん」の「野原」のとなっているんです、神野山。そこにはめえめえ牧場ってあるんですね。

そこで、私考えたんですけれども、以前テレビとかで、要するに鉄道ののり面を、そこでめえめえが草を食べるという。ああ、これはええなと思って、それをやっていた映像を見たことがあるんですよ。だから、笠置でもそういう河原のところに、草刈りばかりせんと、動物が来たら子供たちも喜ぶん違うかなと、それは私の勝手な想像で、それを考えたことはあります。それは考えたことがあります。それだけのことです。一遍、検討の余地があるかわかりませんけれども。

そういったように、山添村と提携されて、これはどのようなことを考えておられますか。 議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 今回、新たに伊賀市と山添村が協定を結ばれました。あくまで中心都市、 伊賀市と各町村の協定でありまして、笠置町と山添村が協定を交わしたということではあり ませんが、今大倉議員がおっしゃられましたように、観光のこととか職員の交流や研修など、 取り組みをさせていただけるかなとは思っております。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

平成30年6月に協定の一部変更になりましたけれども、当初から締結された事業で、緊急の相談ダイヤル24ってありますね。これの利用状況はどうなんですか。

議長(杉岡義信君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。お答えさせていただきます。

協定が締結された平成29年度、出発事業として注目されまして、平成29年11月から 出発しております。

簡潔に、平成29年度、11月からの分でございますが、受け付け件数と相談件数をそれ

ぞれ報告させてもらいます。

平成29年度につきましては、受け付け件数4件、相談件数10件。それから、平成30年度につきましては、受け付け件数2件、相談件数5件。それと、最新の元年度集計でございますが、10月末現在で受け付け件数4件、相談件数15件と。少し寂しい件数になっておりますが、以上でございます。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

今聞くと大分やっぱり、もっと多いかなと思ったら少ないというか、やはり我々は相楽広域、日曜診療とか、やはり山城病院を中心とした、我々の昔からのそういうところだと思うんです。

それで、事業の一つの中を見れば、観光事業というのがある。先ほど副町長も広域観光と おっしゃっていましたけれども、私もこれ、伊賀市になる前の島ヶ原なんか観光協会がしっ かりしているんですよ、あそこ。私もあそこのハイキングというかウオーキングに何遍も行 ったことがありますし、伊賀上野近くまでウオーキングしたことがあります。要するに、与 右衛門坂とかいろいろあるんですよ、おもしろいところが。やっぱり行ったことがあるんで すよ。

あそこはなかなかしっかりされて、やはり広域観光というのは魅力的な、例えば昔は伊賀 伊勢街道って、これは奈良の橋本町、いわゆるもちいどの通りとかのある橋本町、あそこか ら出発して、伊賀伊勢街道、伊賀上野まで、これが昔の、ほとんど今の国道163号という か、この東はね。ちょっとこっちは違いますけれども、そういったことがあるんですよ。だ から、伊賀伊勢街道のハイキングというか、なかなかおもしろいなと。

伊賀市はなかなかうまいことやって、昼、食事するときはやぶっちゃに中継点をやって、 やぶっちゃで物買わせたりやっぱりやっていますわ。私もそこへ行きましたけれども、それ からまた歩いてしたこともあります。だから、そういった広域、もちろん奈良市の広域観光 もそうなんですけれども、やはり笠置だけじゃなしに古くのつながりというか、そういった ことを求める必要もやっぱりあるんじゃないかと。

今まで余りにも笠置、笠置と言って、キャンプ、キャンプ、そうじゃないんですよ。やは り先ほど、副町長やったかな、東部で、こちらでも横川谷とかがあるとか、私もあそこは好 きです、歩いて行くの。横川谷とか。不動谷川は今ちょっと行かれませんけれども。だから、 そういったところもやっぱり歩いてみたらええところなんですよ。 だから、そういったことの広域観光も、どうですか、そういうようなことが話題に出たことはありますか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

定住自立圏の観光部会の中でこういった街道の話が出たかどうかといったところでありましたら、話としては出ておりません。ただ、今おっしゃったように街道というところで、人やまた物といったものが行き交ったところ、そういった文化の集積というものを訪ねるというところは、今おっしゃったように伊賀街道、木津の川等を起点に、今の伊賀まで流れるというところで、まさに今この定住自立圏の枠組みの中で道を通っているところでありますので、またそういう機会があれば提案していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

最後に一つ、この観光でおもしろい資料があるんですけれども、ちょっとあれですけれども、私、議長と一緒に相楽広域事務組合の議員をやっております。そこで私はほとんど質問しません。だけど、担当者にいろいろ聞きます、後でね。それで、資料をこの前、ちょっとおもしろい資料が、これ、わざわざここまで詳しく出していると思っていなかったんですけれども、例えば平成29年と平成30年のし尿とか浄化槽の関係の、町長は行っているから、資料見てはるから御存じだと思うんですけれども、笠置町だけがふえているんですよ。なぜふえているかということの資料をもらったのがこれなんです。

例えば笠置キャンプ場、これはし尿とりが大幅にふえているんです。これはたまたま21号台風のところで、だからそれもあるけれどもという話なんですけれども。そして、あと笠置駅もやっぱりふえていますね、平成29年から。これ、あといろんなものが大分、民間のところもあるんで言いませんけれども、やはり総体に民間のところでもふえています。それだけやっぱり観光というか、そういったことに。例えば河原のボルダリングのあそこのところも、浜公園というか、ここもふえています。

ただ、残念なのは、前から言っていますように、ハイキングとか観光というのはトイレが 一番大事であります。飛鳥路のトイレが、これはし尿が平成29年1,700リットル、平 成30年がゼロなんですよ、この資料ではね。その辺だけ、なぜ。どうですか。 議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

し尿のくみ取り量ということで、ゼロだったのはなぜかというところは、飛鳥路のトイレでくみ取った量がなかったからゼロだったということだと理解しております。

ことしになってから、このトイレのくみ取りができていなかったので非常に使えない状況であったということでございましたので、今年度に入ってからくみ取りをさせていただいたという結果でございました。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 終わりです。

(発言する者あり)

議長(杉岡義信君) 終わりです。これで大倉博君の一般質問を終わります。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午後 4時09分

再 開 午後 4時17分

議長(杉岡義信君) 休憩前に引き続き再開します。

- 一般質問を続けます。
- 6番議員、松本俊清君の発言を許します。松本君。
- 6番(松本俊清君) 6番、松本です。

私の質問につきましては、第4次総合計画策定と、いこいの館並びに町保有の建物管理等 について質問を2点だけしたいと思います。

では、最初に、第4次総合計画策定に関してお聞きします。

いろいろ各区より提示された問題について、その集計はまとまっているのか。その点、どうなんですか。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 各区を回らせていただいて、懇談会をさせていただきました。そのこと の内容につきましては、今きちんと整理をし、これから棚卸しをしていきたい、そのように 考えております。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) 松本です。

今、そういうまとまっていることについて、町としてどこに力点を置いてやろうとされて

いるのか。

その中で私は、先ほど大倉議員も言っていましたように、やはり何というても町民の安心・安全、そして少子化、高齢化という面についても案の中に入れてもらいたいと思います。 その点、今作成中ですのでどのようになるか知りませんが、私の要望としてお願いしたい。

それと、この問題について、町長在任4年間の総括について、町長は先ほど大倉議員に言われましたあの返答でいいんですか。総括ですよ。4年間の総括についてどうかということをお聞きしたいんです。もう大倉議員のことでよかったらそれでいいんですよ。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 私、大倉議員に答弁させていただきましたのは、第3次総合計画のそう いうことについての総括の答弁をさせていただきました。私の任期についての総括とは違い ます。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) 6番、松本です。

では、違うと言われるんなら、町長の考え方をお聞きしたい。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 私の任期中におきましても、第3次総合計画に載っておりましたそうい う事業につきましては継続させていただきまして、進めてきたところでございます。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) そういうことで、いろいろあると思うんですが、これは大倉議員も質問 されておりますので、私は第4次の計画についてはこれで終わらせていただきます。

では、笠置町の保有する建物の管理についてお聞きしたいと思います。

まず最初に、私の質問に対しては、御存じのように議会議事録をもとにして質問させていただきます。それについて、各担当の方はそれなりに答弁してもらいたいと思います。

1つ、笠置町のお試し住宅についてです。

今、現状はどのようになっているんですか。入居者があれば、月幾らもらっておられるんですか。それと、入居者の契約はいつまでか。そういう点についてお答え願います。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

お試し住宅につきましては、現在、学生3名が入居しております。金額と、あと契約期間

につきましては、今すみません、ちょっと資料がございませんので即答しかねますので、申 しわけございません。今現在入居しておるのは、学生3名が入っております。以上でござい ます。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) 私は、今言うたと思うんですよ。入居者があれば、おられるんだったら 月幾らもらっておられるんですかと聞いたはずですよ。返答はどうなんですか。今資料がな いって、そういうわけじゃないでしょう。こういう点はどうなんですか、町長。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 私の知る範囲でございますが、学生さんは令和2年3月31日まで入居 をされると聞いております。家賃は月2万円だったと記憶をしております。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) 松本です。

今、町長の返答では、月2万円もらっているということですね。これ、前回の課長の報告では幾らになっているんですか。御存じですか。1週間1万5,000円となっているんですよ。なぜその家賃が2万円なんですか。規約にうたってあるでしょう。その差はどうなんですか。また何か特例があるんですか。あったらお教えください。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 笠置町におきまして起業を模索されておるということで、減免をさせて いただいております。

議長(杉岡義信君) 松本君。

議長(杉岡義信君) 副町長。

6番(松本俊清君) 6番、松本です。

今、1週間1万5,000円ですよ。1カ月とすると6万円になるんですよ。それがなぜ 2万円で入居されているのか。それに対して、この規約集に特例か何か書いてあるんですか。 それを聞いているんですよ。

それで、前回のときも質問していますよ。和東は3万円なんですよ。なぜ笠置町が1週間 1万5,000円なんですか。誰がこういう状態でお試し住宅に入ってくるんですか。そう いう点、こういうことを承認された町長はどのようにお考えなんですか。返答してください。

副町長(青柳良明君) 大変申しわけございません。答弁に長く時間がかかっており、大変失 礼をさせていただいております。 笠置町の交流拠点の設置及び管理に関する条例というのが根拠になっております。そこに、 先ほど松本議員よりお示しをいただきました金額が提示されております。移住を前提とした 人に対して金額を提示させていただいております。

なお、その金額に関しまして減免の措置ができるということで、これは町長のほうが特に 必要と定めた場合にそういったことができるということで、この条例の運用をさせていただ いております。

なお、その金額がどういう形で決まったのかにつきまして、今手元に先ほど小林課長が申 し上げましたように詳細資料がございません。お時間をいただきまして、調査の上、改めて お答えをさせていただければというふうに考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) 松本です。

この件については、お試し住宅の土地代として月3万円払うておられるんですよ。違うんですか。それにも満たないような金額で貸しておられるということは、どういうことなんですか。副町長が、資料がない、そこに書いてあるでしょうと。計算すれば1万5,000円になるんですよ。そんなんわかっているんじゃないんですか。

それで、土地代、駐車代として3万円出ていますね。これは、次期契約時は必要ないんじゃないですか。私はそう思います。検討してみてください。これはこのぐらいにさせてもらいます。

では、続きまして、教育委員会が入っていました中央公民館、あそこの利用、対策、将来 的なビジョンはどのようになっているんですか。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩﨑久敏君) ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

教育委員会の分室が入っておりました旧公民館につきましては、当面の間、倉庫で活用させていただきたいというふうに考えております。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) その点でしたら、よろしくお願いします。

続きまして、サテライトオフィスについてお聞きします。

あそこの管理はどのようになっているんですか。そして、今どのような利用方法をされているんですか。また、前回のときも質問しました。使用についてのマニュアル等は発行されているのか。そういう点、どうなんですか。

もう時間がないようですので何もかも言いますけれども、あの建物の中に備品として冷蔵 庫は何個あるんですか。台帳はどうなっているんですか。といいますのは、あの建物の外に 冷蔵庫が置いてあるんですよ。あそこには2台の冷蔵庫が備品として入っているんですか。 もし入っていないとしたら、サテライトオフィスは大型ごみ集配所ですか、あそこは。その 点どう思われているのか、お答えください。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

冷蔵庫の台数というところですが、1台の冷蔵庫であります。

議員おっしゃるように外に出ている冷蔵庫1台というものは、1台故障しておりまして、 その入れかえをいたしましたが、その1台をきちんと処分せずに、今東棟、本棟、あと西棟 の間に1台、今一時的に仮置きをしているという状況でございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) これは、返答はそれでいいんですよ。なぜ処理されなかったんですか。 いつから置いてあるんですか、外に。そういうこともわかって私に返答されているんですか。 その点どうなんですか。

これはいろいろ処理するべきもの、しないもの、いろいろあると思いますよ。以前にも、 町保有の建物について、風呂鼻ですか、あそこの駐車場の倉庫の話をしました。いろいろも らった、譲渡された家の布団とかテレビとか、いっぱい入っていましたよ。それを指摘する と、美しく処理してくれました。感謝します。

それが終わったら、月曜日ですか、副町長にお願いして、指示があってやられたと思うんですが、建設課の、小学校の体育館、あれは産廃置き場だったんですか。私は建設課長どうこうじゃないんですよ。あそこに駐車している町職員が全然気づかなかったんか。あれはいつからああいう状態になったんですか。10月15日に私、行っているんですよ。しかし、全然改善されんということで、副町長にお願いしたんですよ。

それだったらまだいいんですよ、産廃置き場だったら。しかし、あの駐車場にポイ捨ての たばこが散乱しているんですよ。そういうことに全然気づかない。これが本当の管理体制か。 そういう点、副町長にお願いして改善してもらっておりますんで、課長クラス、そういう方 が以後全員に徹底するように、見る目を変えてもらうようにお願いしたいと思います。

では、それについては、一応もうサテライトオフィスについては終わるんですが、一つ、

我々サテライトオフィスという名称で呼んでいますね。しかし、標識は何て書いてあるんですか、標識は。今までですと、つむぎてらすとかわかさぎとか、公募をされてやったんですよ。今度は名前が変わっているでしょう。笠置テラスですよ。どこからそういう話が出てきたんですか。まあ、小林課長が独断でしたと私に返答してもらえばそれでいいんですけれどもね。そういう点、余りにも統制がとれていないように思います。その点、よろしくお願いします、副町長。

それと、いこいの館についてお聞きします。

有限会社わかさぎの整理はできたんですか。還付金にて清算登記は終わったのか。それはいつなんですか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

有限会社わかさぎにつきましては、昨年度末から清算の手続をしておりますが、消費税の 還付が年度末に残っておりますので、年度末ということでございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) では、年度末に清算登記が終わるようによろしくお願いしたいと思います。

それから、いこいの館、指定管理者の契約が平成31年度、町長は私の権限でやったと発言されていますね。前回の質問でも、残り7カ月、700万円の返還を求めているのは当然でありますと答弁されていますね。また、いろいろな債務が残っているとも答弁されています。何が残っているんですか。こういう面は今、12月になって整理されたんですか。町長在任中に解決されるんですか。できないときは、私は言いましたね、自己資産で返済願いたいと。

契約時においては、相手方に出向いて契約を結ばれています。今回、この問題につき何回 呼ばれて、行かれて、交渉され、その結果はどうなんですか。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 指定管理料700万円についての返還についてでございます。

実際、会社に赴いて、行ったことは今までございません。担当課長を通じまして電話やメールをしきりにしていただいて、催促をしている状況でございます。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) 今の返答は、担当課長ということになっていますね。しかし、前回の議事録では何と答弁されているんですか。こういう問題は町長みずから行って契約されて、私の権限でやったと発言されているんですよ。言葉は悪いんですが、この後の始末は担当課長がやるんですか。それでは余りにも虫がよ過ぎるんじゃないですか。

だったら、課長に聞きます。課長、答弁してください。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

何回催促といいますか、そういったものは電話で、毎回毎回すみません、回数はとっておりませんが、向こうとコンタクトが途絶えないように返還の話はさせていただいております。 以上でございます。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) 6番、松本です。

私は3回、電話とかそういう形でこの700万円の返金がもらえるんですか。それで、先ほど言いましたね。交渉された、その結果はどうですかと聞いたんですよ。そして、町長には、700万円の返済はどうするんですかと。前にも言いましたように、自己資金でも出して返還されるんですかということも聞いているんですよ。その返答がないじゃないですか。どうですか。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 法令上、私が700万円を出すことはできないと思っております。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) 6番、松本です。

できないと思いますという返答ですね。思いますということは、できるということも考えられるんですよ、その言葉では。しかし、町長みずから行かれて、私の権限で契約されたんですよ。それの返済については、私は前向きにやると答弁されているんですよ。それがなぜ担当課長に矛先を向けられるのか。返済はできない。

では、お聞きします。町長はいこいの照明器具について、リース会社ですか、あれとの契約、私は知らなんだというようなことを新聞でも言われてやっておられますね。しかし、それは返済されていますね。今回は町長みずから印を押されているんでしょう。なぜいこいの照明が支払われて、なぜこれが支払われないんですか。その差は何ですか。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) いこいの館のLEDにつきましては、私、毎月返済をさせていただいて おります。それは、大阪のある会社でございますのでそれが可能だと判断しております。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) 今の答弁ですけれども、皆さんわかりましたか。大阪の会社ですか。今 の指定管理者はどこなんですか。同じ大阪じゃないですか。何を言われているんですか。

そして、この問題の解決が平成31年度中に、今期中に、今年度中にできなかった場合は どうされるんですか。次期の町長にその責任をかぶせられるんですか。その点、どういう考 えでそういう答弁をされたんですか。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 年度内に解決するよう、全力で取り組んでいきます。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) 何遍も聞きます。できなかった場合はどないされるんですか。できなかったと言うだけで事は済むんですか。言われるように、9月の議事録、ちゃんと町長みずから発言されているんですよ。私は自分勝手に言うているわけじゃないんです。こういう資料に基づいて発言させてもらっているんですけれども、どうされるんですか。だから、先ほど言いましたように自己資金でそれを払われるのか。払われないと言われるんやったらなぜ、照明との差はどうなんですか。その点ちょっとお聞かせください。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 先ほども申し上げましたように、法令に基づきまして、私個人が 700万円を出すことはできません。年度中に何とか解決するように努力をしてまいります。 議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) では、年度中に解決するようにやってもらいたいと思います。しかし、できなかった場合は、私がさっきから、9月も提案しているように、私個人としては、契約の問題は発言されているように、私の権限でやったということをここで発表されているんですよ。だから、私は、解決しなかった場合は町長みずからその金額をお払い願いたいと思います。

また、いこいの館について、いろいろアンケート結果が出されました。その町民皆さんの 結果、方向性について報告しなければと考えておりますと。この件につき、早期に何らかの 形で町民の方に返していきたい、この発言は実行されましたか。町長の答弁がされなかった らですよ、されていなかったら、それはなぜなんですか、お答えください。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) アンケートの結果につきまして、町民の方にまだ返せていないのが今の 現状でございます。

今度の各戸配布のときに、それと一緒にアンケートの結果を配らせていただきたい、今そ のような取り組みをしております。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) このアンケートの結果は、町民の方は皆興味があるんですよ。しかし、 9月の議会では、今先ほど読み上げたような答弁をされているんですよ。我々いこい対策委 員会で言われても、町民には全然通じていないと思いますよ。もう少し真剣に、熱意ある回 答をしてもらいたいと思います。いこいについては、いろいろ前向きに検討をお願いしたい。 では、あと一つ、いろいろ譲渡されました建物についてお尋ねいたします。

私は、これは3月からずっと言うているんですよ。旧植村邸ですね。きのうも見に行きました。あれは何だったんですか。といは砕けている、屋根は落ち込んでいる。それは前から言うているんですよ。それに対して、町長の答弁はどのようにされているんですか。おわかりですか。それに向かって何らかの対策を打たれたんですか。考えてみれば、譲渡してくれた人がもしあの建物を見れば、どう思われるんですか。その点どういう対策をされているのか、お聞きしたいと思います。

議長(杉岡義信君) 本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

譲渡された家の活用ということで、きのうも見ていただきまして、大変申しわけございません。現在、具体的な活用方法というものは決まってはおりません。次期4次総計等の中で、あの家というものがうまく利活用できるような方向性、そういったものを考え、取り組んでいきたいというふうに検討しております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) 松本です。

回答をもらいました。しかし、答弁されている議事録から見ると、そうじゃないんですよ。 9月の質問では、町の普通財産ということで、周囲の環境整備を整えると答弁されているん ですよ。違うんですか。そしたら、されていないということは、その発言は何だったんですか。今回も、9月の補正予算にも出ていない。先ほど言いました。何の手も打っていないんじゃないですか。

その使用方法について、何と答えられたんですか。建築物の工法を学べるよう、また、体験的な施設としての活用を大学、企業等関係者と取り組んでいくと説明されているんですよ。 この説明、返答は何だったんですか。結果はどうなったんですか。町長、お答えください。

町長(西村典夫君) 旧植村邸につきましては、野ざらしのような状況になっておりまして、 近隣の方にも迷惑をかけている状況でございます。当面、最低限の整備と、そういうのは必 ず必要だと思っております。

前回にも私は申し上げておりましたが、家の中にかなり民俗資料的なものがたくさん残っているとか、また、建て方についても、歴史あるそういう建物であるということは認識をしております。そういうものを活かして、体験的な体験ができるような施設として何とか再生をしていきたい、今はそのように考えているところでございます。

議長(杉岡義信君) 松本君。

議長 (杉岡義信君)

町長。

6番(松本俊清君) 松本です。

先ほども言いましたようにPR、大学とか企業へのPRはどのようにされたんですか。何件あったんですか。その結果、また課長の返答で、6月の議事録、27ページの回答は、今資料がないから後日返答させてもらいますと答弁されていますね。その答弁はどうなったんですか。できなかったら後で結構です。だから、もう一度町長にお聞きします。

前回こういう問題について質問したときに、山村留学のプロジェクトに強い思いを持っていると言われていますね。町にとって大きな切り札的制度になると。笠置町の教育環境のすばらしさを、わかっていますか。すばらしさを、ここですよ。全国の、全国のですよ、子供たちに味わっていただきたく、その思いが出発点だということで、就任のとき植村邸を譲渡されたんでしょう。全国から体験、留学に来てもらい、定住してもらうため取り組んでいると。今の状況で留学生は来るのか。現実に見てもらったら皆さんもわかると思うんですが、笠置町のああいうみすぼらしいものをPRするために置いてあるのか。その後、どういうぐあいに本当に取り組むのか。町長は何をしようとしているのか、お答えください。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 山村留学につきましては、地域懇談会におきましても山村留学をやった

らという、そういう声もいただきました。笠置町は今、小学生は26人、来年度は28人になる予定だったんですけれども、実際には25人となります。25人を切ってくるようになれば、複式学級を2つつくっていかなという、そういう状況になります。

そういう人数合わせだけではないんですけれども、笠置の誇るべき教育環境、教育の中身、 そういうことを全国の子供たちに味わっていただきたい、そういう思いで山村留学のプロジェクトを立ち上げております。

その体験をしていただく宿舎として植村邸を予定している、そういうことではございませんで、しかるべきところは今検討をしております。また、委員の中には自分の家も提供してもいいと、それまで言っていただける委員の方もありますので、この制度は何としても実現をさせていきたい、そのように考えております。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) この前の返答では、あそこで住むということはできないと。これは前に 言うてもらっていますよ、副町長ね。そんなことを聞いているんじゃないんですよ、私は。 何回も言いますけれども、あの建物を見て笠置町のよさがわかるのかどうかということを聞 いているんですよ。どうなんですか。もし町長が地方から来てあの建物を見て、ここに山村 留学、大学生が来ていろいろ検討する、そういうふうに思われますか。

その中に、前回に何と答えられたんですか。あの建物の中には民芸品、そういう道具が入っていると。何が入っているんですか。構築物のために参考になるというようなことを答弁されているんですよ。だから、仮にお聞きします。民芸品は何品あるんですか。一応発言されていますけれども、何品あるんですか。そして、あのような廃墟の中でどのように保管されているんですか。もっと責任ある回答を私はお願いしたい。その点どうなんですか。

議会で言われたことはみんなここへ載ってくるんですよ。それが全然行われていない、前に進まないということは、何が原因なんですか。やる気があるんですか、ないんですか。残された任期はあと3カ月ですよ。町長はその点どのようにお考えになって、どう対応されるのか、一言でいいですけれどもお答えください。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 先ほども申し上げましたように、今すごく朽ちてきております。といも 剝がれておりますし、ひさしも落ちているという、そういうことも確認をしております。ま た、周辺には草が生い茂っている状況で、近隣の方にも迷惑をかけている、そういう状況で ございます。一日も早くそういう、近隣の方に迷惑をかけない、そういうふうな整備はして いかなければならないと考えております。

残された期間におきまして、何とか再生のめどといいますか道筋をつけたい、そのように 考えております。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) 町長の答弁は何ですか。先ほど私は言ったでしょう。建物の中にある、いろいろな古い生活道具とか民具があると発言されているんですよ。だから、あるんだったらその民具は何点あるんですかと聞いているんですよ。それを保管するために、あの建物があれでいいのかということを私も聞いているんですよ。あの工法、建築物の工法を学べるようと言われていますね。大学から来た人、企業にそういう価値があるんですか。あるんだったら、どういう工法だから学べるというように指摘されているのかお答えください。

余りにもこれ、3月から私言うているんですよ、町長。返答はいつも同じじゃないですか。 本当に町長、やる気があるんですか、ないんですか。ないんだったらないと報告してくださいよ。できなかったら、最終的に譲渡されたあの建物ですね、付近の住民から危険だと言われたら、町は町の税金であれを解体されるんですか。そういう例をつくれば、少子化する、空き家のほうが多く出てくる。それが各方面から出てくればどうするんですか。そういうことがわかっておられるんですか。だから、そういう点で答弁されているんですか。

それと同時に、前回も言いましたね。登記は終わっているんですか。

議長(杉岡義信君) 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長(小林慶純君) ただいまの大倉議員の登記という面でお答えさせていただきます。ああ、申しわけございません。松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

登記というところの御質問でございますが、登記はできておりません。以上でございます。 議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) 登記できていないんですか。どうなんですか。しかし、前回は、土地は 登記が終わっていると回答されているんですよ。できていないのは建物だというように答弁 されているんですよ。全然話が合わないんじゃないですか。その点どうなんですか。

そして、住めないような住宅に山村留学、そんなこと発言できるような立場なんですか。 余りにも軽率過ぎると思いますよ。町長が私に答弁されるその発言の軽率な言葉が、今答弁 されました小林課長が大倉議員と、私が今答弁しているんですよ。なぜ名前を間違うような 答弁のあれ、それで本当に真剣味があるんですか。町長、どういう指導をされているんです か。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長(岩崎久敏君) 先ほどの松本議員の御質問の中で、登記の話があったかと思います。

登記につきましては、松本議員おっしゃったとおり、土地についてはもう登記済みでございます。建物については、まだ未登記というような状況でございます。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) 課長言われる、そんなものは調べてわかっているんですよ。建物はどうかということ。登記は平成28年にできているんですよ。それから今何年ですか。そんなこと、課長とか皆さん、課長さん連中の意見がみんな違うということは、議会軽視も甚だしいじゃないですか。特に今回については、町長はよく議会軽視という言葉を使われています。これは慢性化になっているんですか、笠置町の行政では。町長、どうですか。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 議員のお名前を間違えましたことについては、私からもおわびを申し上 げます。決して議会軽視をしているわけではございません。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) これで今回の質問は終わらせていただきます。しかし、もう少し熱意ある回答をするように、議会事務局並びに議長のほうからよろしくお願いしたいと思います。 ありがとうございました。

議長(杉岡義信君) これで松本俊清君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

議長(杉岡義信君) 日程第4、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、 委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中 の継続調査とすることに決定しました。 _____

議長(杉岡義信君) お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

議長(杉岡義信君) これで本日の会議を閉じます。

令和元年12月第4回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 5時12分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

 議長
 杉
 岡
 義
 信

 署名議員
 大
 倉
 博

清

署名議員 松 本 俊